

## 中世イングランド歳市管理における役人と裁判-歳市の町セント・アイヴスについて-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 哲実 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1298">http://hdl.handle.net/10291/1298</a>

【論 説】

中世イングランド歳市管理における役人と裁判

——歳市の町セント・アイヴスについて——

加 藤 哲 実

目 次

一 はじめに

二 歳市における防犯・防火・衛生・健康・風紀

(1) 歳市の敷地

(2) 仮設店舗の配置

(3) 火災の危険

(4) 衛生(肉屋・馬糞・ゴミ・ハンセン病者)

(5) 娼婦の取り締まり

(6) 窃盗・暴行・殴打・中傷

(7) パンとビール条例違反

三 歳市の役人

(1) 歳市管理者としての執事

(2) 歳市ベイリフ

(3) 治安官と監視人

四 歳市裁判所

(1) 裁判官としての執事

(2) 書記

(3) 陪審

五 結びに代えて

六 史料抜粋

一 はじめに

イングランド東部ハンティンドンシャ (Huntingdonshire) (現在はケンブリッジシャに含まれる。)の町セント・アイヴス (Sanctus Ivo, St. Ives) は、一二世紀から一四世紀にかけて、海外交易あるいは国内交易の拠点たる歳市 (forum nundinae, fair) 開催の場として発展した。セント・アイヴスは、ケンブリッジの北西約一八キロメートルの所に在り、ウォッシュ湾 (The Wash) に注ぐウース川 (River Ouse) に接し、東海岸とミッドランドを結ぶ道路上の要所に位置している。したがって、それは、先ずは交易地として発展するための地理的条件を十分に備えていたのである。また、別のところで詳細に述べているので、簡単に触れるにとどめるが、伝承によればこの町は、六〇〇年頃ベルシャから来ていた司教聖アイヴォ (St. Ivo) の遺骨と聖遺物が、一〇〇一年四月二四日に発見されたこと<sup>(1)</sup>によって有名になり、町の内部に小修道院が建てられ、その後巡礼の地として栄えていたのである。

歳市は、初期には復活祭の次に来る月曜日に始まる八日間、後には延長されて四週間にわたって、セント・アイヴス

の町の内部で開催された。したがって、その期間には商人を中心に様々の職業の人々が公道 (The King's Highway) あるいはウーズ川を使って町に流入したのであり、当然のことながら歳市自体を管理すること、それから歳市における交易に伴って起こる様々の事件を処理することが必要であった。

セント・アイヴスは、ラムジイ大修道院長の所領であり、歳市の開催権は大修道院長が国王から取得していた。すなわち、一一一〇年には、復活祭の次に来る月曜日に始まり、八日間続く歳市の開催権の特許状がヘンリー一世によって初めて授与され、それはヘンリー二世によっても追認された。そして、一二五八年には、ヘンリー三世によって歳市開催期間を四週間に延長した形での特許状が授与された。大修道院長はこの地域一帯の大土地領主であり、セント・アイヴス周辺の多くの村を所領として持ち、したがって、そこに住む不自由民としての隸農とは領主・領民の關係にあつた。

セント・アイヴスの歳市期間中の治安は、歳市の所有者である大修道院長によって守られたが、本来は国王がその責任を有していた。ヘンリー一世は、前述の一一一〇年の特許状の中で次のように述べている。

「朕は以下のことを意図し命令する。すなわち、歳市に来て、そこに滞在し、そしてそこから戻って行くすべての人々は、朕の確固たる平和を享受する、と。」<sup>(2)</sup>

国王による同様の保護はすべての歳市に与えられたのであるが、これは「国王の平和」から類推すれば「歳市の平和」と呼べるものであろう。「国王の平和」概念は、王国中のすべての場所、法喪失宣告されていないすべての人々、そして空位期間以外のあらゆる時間を含む方向に拡大されていったのであるが、<sup>(3)</sup>「歳市の平和」は特別の場所、特別の時間に限定された平和保障であった。しかしそれは確固としたものではなかつたので、実際には歳市の所有者が平和の維持、つまり治安の維持に責任を持つことになつたのである。

そのことを明確に示す証拠として、「主君たる国王の平和に反して (contra pacem domini regis)」という表現とは対照的に、われわれの史料においては、平和侵害の脈絡で、「領主たる大修道院長と彼のベイリフたちの平和に反して (contra pacem domini Abbatis et ballivorum suorum)」<sup>(4)</sup> (SSS147. Cf. SSS148, 157.) と述べられている。その他、「領主たる大修道院長と歳市のベイリフたちの平和に反して」 (SSS159.)、「領主と歳市のベイリフたちの平和に反して」 (SSS141, 142, 143. Cf. SSS138, 146.)、「領主と彼のベイリフたちの平和に反して」 (SSS156, 158.)、「領主とベイリフたちの平和に反して」 (SSS150, 152.)、「領主の平和の違反」 (SSS154.) などという表現がなされている。

本稿では、一三、四世紀のセント・アイヴスにおいて、歳市の管理がどのように行なわれたか、また、歳市開催期間中にその町で起こった事態に対して警察的・司法的処理がどのようになされたかを、当時の裁判所記録に基づいて検討する。<sup>(5)</sup>

## 註

- (1) セント・アイヴスについて、さらにはそこで開かれた歳市裁判所における契約訴訟、手附としての神の「ペニー (denarius dei, God's penny)」そして訴訟手続については、差し当たり、拙稿「十三世紀英国定期市裁判所における契約訴訟」『早稲田法学会誌』三〇巻、一九八〇年、「中世イングランドにおける God's penny について——英国契約法史研究——」『鹿児島大学法学論集』一九巻・二合併号、一九八四年、「中世イングランドの交易港——聖アイヴスについて——」栗本慎一郎編著『法社会学研究』三嶺書房、一九八五年、「中世交易地聖アイヴズと周辺の農村」『比較都市史研究』八巻一号、一九八九年、「法の社会史——習俗と法の研究序説——」三嶺書房、一九九一年、第三章「交易港と商慣習法」を参照。
- (2) *Chartularium Monasterii de Rameseia*, vol.1, p.240. Ellen Wedemeyer Moore, *The Fairs of Medieval England: An Introductory Study* (Toronto, 1985), pp.158-159.
- (3) Frederick Pollock & Frederic W. Maitland, *The History of English Law*, 2nd ed. (Cambridge 1968), vol.2, p.463.
- (4) *Select Pleas in Manorial and other Seigniorial Courts*, vol.1, ed. by F. W. Maitland (Pub. of Selden Society, vol.2, London, 1889), p.147. Cf. *Ibid.*, pp.148, 157. なお、略記法として、以下では本文でも註でも、この史料集を含めてセルデ

ン協会編纂の史料集に引いて 235147 としように略記する。これ以外で本稿で用いた史料集は以下の二つである。 *Select Cases concerning the Law Merchant*, vol.1, ed. by Charles Gross (Pub. of Selden Society, vol.23, London, 1908). (以下に同じ) また 23551 としように略記する。 *Year Books of Edward 2*, vol.5, ed. by F. W. Maitland, L. W. V. Harcourt, and W. C. Bolland (Pub. of Selden Society, vol.24, London, 1910). (以下に同じ) また 24551 としように略記する。 (5) このテーマに関しては、エレン・ムーアによる研究があり、参考にさせていただいた。上記引用文献参照。

## 二 歳市における防犯・防火・衛生・健康・風紀

### (1) 歳市の敷地

セント・アイヴスの歳市の敷地は、図1のようになっていた。セント・アイヴスは、ブリッジ・ストリート (Vico Pontis, Bridge Street) とグリーン (Grena, The Green) との二つの共同体から成っていたが、前者は、橋から北東へ伸び、突き当たって西北西へ向かう街路沿いのおよそ六〇軒ないし七〇軒から成る集落であり、後者は、町の北西にある教区教会の北側に位置する農業集落であった。歳市は主にブリッジ・ストリートの集落で行なわれた。歳市敷地の出入り口部分の道路には簡単な門が造られ、そこで歳市使用料が徴収され、橋の上には通行料金(渡橋料)徴収所 (tollbooth) が設けられた。歳市への出入りは基本的に自由であったと思われるが、怪しげな人物などを牽制するために門は有用だったのであろう。歳市の敷地は、棒や木の枝で作った垣根によって囲われた<sup>(1)</sup>。領主たる大修道院長の村の幾つかは、奉仕の一つとして、そのような作業の手伝いを要求されたのである (235541, note 1.)。

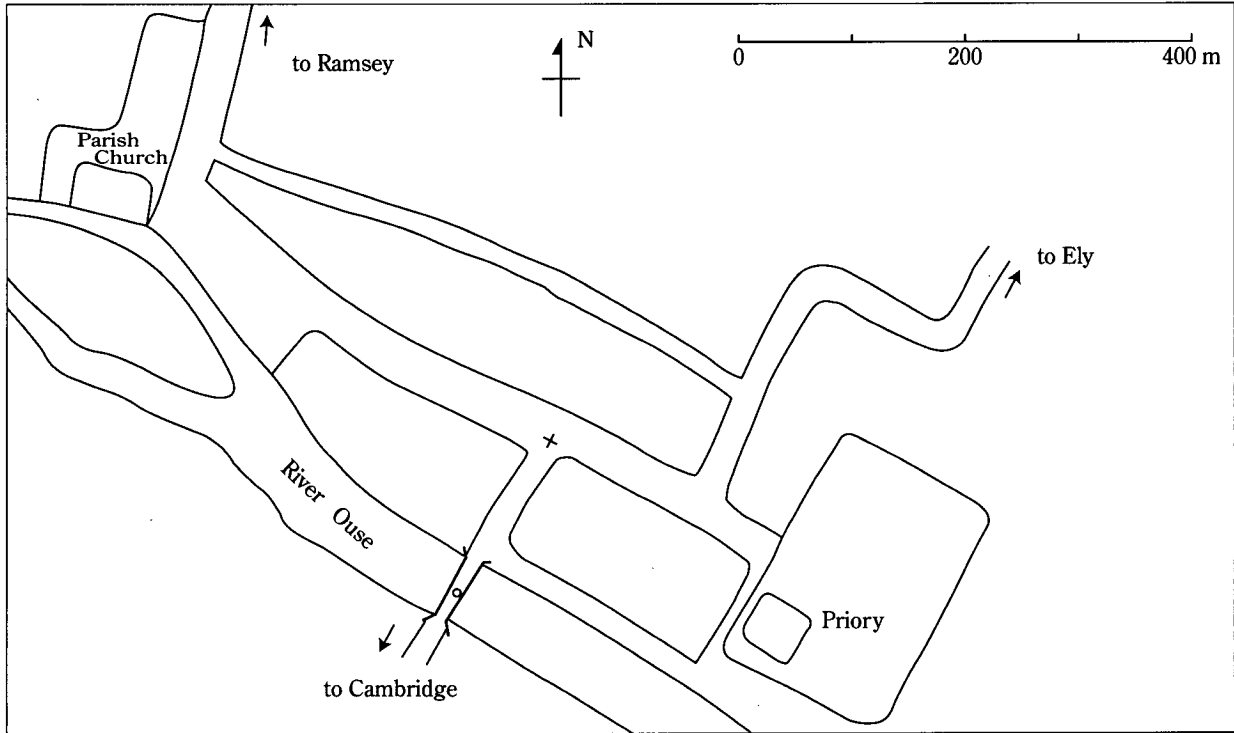


図1. 作図は、現地調査の上で行なった。なお、A Map of the Parish of St. Ives performed by Edmond Pettis, 1728を参考にした。

その敷地内に住居を持っていた住民（大修道院長からの土地保有者）は、歳市期間中は道路に面した部分を無償で大修道院長に提供しなければならなかった（史料②）。そして大修道院長は、その部分に仮設店舗を建てて、国外や国内から来た商人たちに賃貸した。これによって彼は、歳市期間中に賃料を獲得した。<sup>(2)</sup>

史料①から分かるように、歳市期間中に用いられる一時利用の木造の仮設店舗ならびにその他の構築物は、実際には大修道院長の土地を保有している隷農の、賦役としての労働によって建設され、商人その他に賃貸された。このようにして準備された仮設店舗で取引は行なわれたが、他方、ウーズ川に浮かぶ船からも取引は行なわれた。

## (2) 仮設店舗の配置

歳市の敷地において、仮設店舗は職業ごとに集合して配置され、そしてさらに、その職業の中で出身国ごとあるいは出身地（特に出身都市）ごとに配置された。<sup>(3)</sup> 商人たちは、具体的には以下のような商品をそれぞれ専門的に商っていた。すなわち、毛織物、粗製毛織物、服地、呉服、古着、羊毛、毛皮、カウンヴァス、香辛料、大青、ワイン、ビール（エール）、オーツ、魚、肉、パン、食料品雑貨、調理済みの暖かい食べ物、さらに現場でサービスを提供する職人として、金属細工師、金細工師、鍛冶屋、裁断師、裁縫師、刃物職人、鞍作り、長靴作り、床屋などがいた。したがって、ここでは、取引内容から見ると、歳市のみならず週市の役割も果たされていたことが分かる。

ところで、職業ごとにあるいは出身国ないし出身都市ごとに仮設店舗が集合していたことにはいかなる意味があるのだろうか。まず第一に、彼らは商人ギルドないし職人ギルド的な様相を呈していたのであり、集合していることによつて同職者内部の共通規範が遵守されやすかつたであろうし、そのことは、同職者集団にとつて好都合であると同



時に、歳市の管理者である大修道院長にとつても取り締まりがしやすいという点で好都合であつた。第二に、出身都市ごとに集まるといふのは共同体的な利害からすれば当然のことであり、自らの共同体の防衛という観点からしてもそれは自然の成り行きであつた。

### (3) 火災の危険

歳市期間中、敷地内に住居ないし仮設店舗・仕事場を持つ者は、火災予防のために嚴重に注意すべく義務づけられていた。史料から分かるように、住居ないし仮設店舗の占有者は誰でも、それに付属する庭(空き地)に防火用の水を用意していなければならず、それを怠つた場合には、ブリッジ・ストリート共同体あるいはグリーン共同体の告発陪審(後述参照)たる陪審員たちによつて告発され、三ペンスないし六ペンスの罰金を科された(史料6・7・26・28・33<sup>4</sup>)。ここでは、防火用水に関する規範が存在したのである。

また、木や布など燃えやすい材料でできていた小屋やテントに隣接したところで、料理用のかまどを使うことは非常に危険であり、町全体に火事の危険を及ぼす可能性もあつた。したがつて、史料26に見えるように、陪審員たちはそのようなことを行なつていた料理人たちを告発し、裁判所は、料理人たちに改善命令を出したのである。かまど使用に関するこのような規範は、鍛冶屋やパン屋などにも適用されたであろう。また、夜には、ランプや燭台を使う場合を除いて、火の使用は一切禁じられた。

## (4) 衛生（肉屋・馬糞・ゴミ・ハンセン病者）

肉屋は、屠殺の技術を実行するために、そして肉の小売をするために、大修道院長に許可料を支払わなければならなかった。<sup>(5)</sup> また彼らは、歳市期間中には特定の場所、すなわち、恐らく町の東側にあった家畜市場に近く、ウーズ川に近い場所に移動させられた。それは、家畜市場に近ければ便利であり、ウーズ川に近ければ家畜の解体から生じる汚物を洗うのに好都合であり、何にもまして衛生的であったからである。

一三〇二年と一三二二年の史料<sup>29</sup>・<sup>30</sup>に見えるように、道路に馬糞など汚物の山を放置することは、衛生上問題になったし、交通を妨害するものとして禁じられていた。それに対しては除去命令が出され、六ペンスの罰金が科されている。そのほか、史料には、何によってかは明白でないが、道路をふさいだ廉で告発された事例がいくつか出てくる。取引や運搬においても、道路は大事だったからであろう。

一二八七年の史料<sup>3</sup>に見えるように、一つには伝染の危険が恐れられて、ハンセン病者を家に迎え入れることは禁じられていた。また、後述の娼婦と同様に、彼らも穢れの対象と見なされ、原則として、歳市敷地内の法的保護を奪われ締め出されていたのである。そのような人々を家に迎え入れた者は告発され、罰金を科された。ハンセン病者が、奇蹟を求めてセント・アイヴスの小修道院に礼拝に訪れ、その小修道院内にあった「聖アイヴオの泉」に触れるために来ていたとすれば、このような処遇は彼らにとってあまりにもむごいことであつたに違いない。

## (5) 娼婦の取り締まり

われわれの史料には、娼婦 (meretric, harlots) に関する話題が頻繁に現われる。中世ヨーロッパにおいて、とりわけ都市を中心に、娼婦は活発に活動していた。キリスト教世界であるヨーロッパにおいて種々の議論はあつたけれども、娼婦の存在は、結局は必要悪として容認されていたのである。<sup>(6)</sup>そして、娼婦は、「縁日、歳市、巡礼、そして農繁期などに合わせて放浪の旅」をしていたという。<sup>(7)</sup>中世イングランドにおいては、例えば、スタンフォード (二一四一四月)、セント・アイヴス (四月)、ホストン (七月)、ウインチェスター (九月)、ノーサンプトン (二一月) というような歳市循環があつたので、娼婦たちはこれらの歳市を商人たちと共に渡り歩いたであろう。セント・アイヴスで活躍した娼婦たちの多くは、地元出身ではなく、他の地域から来たのであり、例えば、オックスフォード、リンカン、レスター、ヨーク、ペリー・セント・エドマンズ、サットン、ノーサンプトンなどの出身であつた。<sup>(9)</sup>

史料を見ると、娼婦に関わる事件として最も多いのは、自分の家あるいは自分が借りている家に娼婦を「迎え入れた (receptavit)」廉で告発され、罰金を科されているものである (史料 3・4・9・16・29)。ラテン語の recepto という言葉の变化型は、「ハンセン病患者たちを……の家に迎え入れた (receptavit)」 (史料 3)、「歳市の中に道化師たちを迎え入れて (receptat)」 (史料 33) というようにも使われていたので、この言葉は文字通り迎え入れたという意味で使われているのであろう。もっとも、「迎え入れた」という言葉の意味は、娼婦たちに家あるいは部屋を賃貸したというようにも考えられるし、このことの蓋然性は高い。実際、家を「賃貸した (locavit)」と明確に記録されている場合もある (史料 26・29)。史料 29 に出て来るように、ジョンとトマスという二名の者が、それぞれ三軒の家に複数の娼婦を

「迎え入れた」廉で告発されていることから、賃貸の意味でその言葉が使用されていたと推測することができる。そして、このような娼婦への家の賃貸は、歳市の条例で禁じられていたことが裁判所記録から分かるのである（史料26）。また、「迎え入れた」は「買春を行なった」という意味ではないと思われるが、「迎え入れて」「売春を斡旋した」ということは考えられるのであり、床屋 (Barbers) が登場している（史料16・18）ことから判断すると、このような事態も少なからずあったと思われる。

歳市に娼婦が存在したということは、買春を欲する者がいたということであるが、彼らはどのような人々であったのか。考えられるのは、歳市に参集した商人、職人、運送人などであるが、またセント・アイヴスの住民や周辺地域から物見にやってきた農民たちであり、さらには、ラムジイ大修道院あるいはセント・アイヴス小修道院に所属していた修道士たちも可能性としてはあり得た。

しかし、セント・アイヴスの領主であるラムジイ大修道院長は、前述のように、歳市の条例によって、娼婦への家の賃貸を禁じていたのであり、娼婦が歳市の敷地内に侵入することは違法とされていた。したがって、娼婦はベイリフによって逮捕され、裁判所に連れて来られて、審理にかけられるまでの間、逃げることもないように拘禁されたのである（史料4）。そして、彼女らは、買春を行ったり、売春を斡旋したり、娼婦に家を賃貸した人々と同様に、プリッジ・ストリート共同体あるいはグリーン共同体の陪審員たちによって告発された（史料3・4・26・29）。告発の後に娼婦は裁判にかけられ、史料から見取れるように、罰金を科されたり、立ち退きを命じられたり（史料26）、判決後において品行方正に身を処するための保証人を付けられたりしたのである（史料9）。

娼婦に家を賃貸したり売春を斡旋した者は、告発されて、史料から見る限りでは恐らく直ちに有罪とされて、罰金を科されている。興味深いことには、領主たるラムジイ大修道院長までもが、代理人を介してではあるが、娼婦に家

を賃貸した廉で陪審員に告発され、罰金を科されている(史料26)。娼婦への家の賃貸は、それなりの収入をもたらすものだったと思われる<sup>(10)</sup>。

ムーアは、ラムジイの大修道院長は、公衆衛生の観点から娼婦に関心を示したと書いて<sup>(11)</sup>いる。しかし、売春が禁じられた理由としては、たとえダブルスタンダードがあつたにしても、キリスト教の教義から来るモラルが最も大きかつたであろうし、また、娼婦がハンセン病患者やユダヤ人と同様に穢れた存在と見なされた点も挙げられる<sup>(12)</sup>。さらに、売春宿が悪人の隠れ家として使われることがあり、社会不穩の元凶になる心配もあつた<sup>(13)</sup>。なお、歳市敷地に道化師(skimeours)を迎え入れて騒動に至らしめたとして、リチャード・ブルーハウスという人物がブリッジ・ストリート共同体の陪審員によつて告発されている(史料33)。道化師による道化は、祭りとしての歳市における貴重な娯楽の一つであつたはずであるが、騒動を引き起こしてしまつたといふことなのであろう。

#### (6) 窃盗・暴行・殴打・中傷

史料を見ると、金銭ないし動産の窃盗が摘発され、告発されているのが分かる。例えば、三枚の二分の一ペニー硬貨を人の財布から抜き取つた事例(史料24)、靴、財布あるいはチーズを盗んだ事例(史料14・17・31)などである。そして、刑罰として、憐憫罰金(misericordia)が科されている(史料24)。

この時代、窃盗の概念はコモン・ロー上、重窃盗(grand larceny)と軽窃盗(petty larceny)に分かれていた。重窃盗は、殺人、放火、夜盗(burglary)、強盗、強姦と同様に重罪であり、死刑を科され得る罪であつた。重窃盗の犯人は首を打ち落とされたり、崖から突き落とされたりしたのである<sup>(14)</sup>。他方、軽窃盗は一二ペンスに満たない価値のもの

(金銭・動産)を盗む行為であり、死刑を科されることはなく、「通常、投獄あるいはむち打ちで罰せられた」という。<sup>(15)</sup>  
 一二ペンスの価値で区別するというルールは、確固としたものになっていった。一三二三年のケント巡察において、次のように述べられている。

「もしも二名ないし三名の者が、共同で、一二ペンスと二分の一ペニーの価値の動産を盗むならば、彼らは各々生命刑・身体刑の判決を受けるべし」。(24SS90)

「以下のことにご注意せよ。或る男が一軒の家に押し入り、そして幾つかの動産を持ち出したので、重罪の廉で法廷に召喚された。そして彼は自分を陪審 (Jury) に委ねた。陪審が来て言うには、その家は言われているように押し入れられたのであり、その男は、押し入った所へ入って、そして一〇ペンスの価値の家財を持ち出したのだ、と。

裁判官たち (Justices) が、どの位の期間彼は牢獄に入っていたかを尋ねたところ、回答は二週間であった。そして裁判官たちは、これは彼がした行為に対して科されるべき十分な刑罰 (Penance) ではなかったと考えた。そこで彼ら「裁判官たち」は、彼はそこ「牢獄」にまだあと一週間留まらなければならぬと述べた」。(24SS145)  
 一二ペンスと二分の一ペニーを共犯で盗んだ二、三名の者は、各々死刑ないし身体刑の判決を受けるのであり、他方、一〇ペンスを盗んだ者は、三週間の「投獄の刑」を受けただけであった。

しかし、セント・アイヴスの歳市裁判所では、前述のように、軽窃盗に対しては憐憫罰金が科されており、自由刑としての投獄の刑が科されることはなかったように見える。史料11・19から分かるように、投獄⇨拘禁は、罰金、憐憫罰金、あるいは損害賠償金の支払いまでの一時的な処置であった。また、史料21・25から分かるように、投獄⇨拘禁は、裁判所への被告出頭のための担保の手段としても用いられた。

また、暴行・傷害に関しては、史料8・10・11・12・13から分かるように、大修道院長の平和ないし大修道院長とべ

イリフの平和に反して、水たまりの中に相手を放り込んだり、襲撃したり、打擲・殴打し、傷つけ流血させたり、拳で顔を殴って流血させたりする者がいて、その犯人は、損害賠償金 (*Tampna*) を支払うことを命じられ、同時に憐憫罰金を科されている。

また、中傷に関しては、史料 5・12 から分かるように、与太者とか泥棒と呼んで相手を傷つけたり、相手に下品な言葉を浴びせることによって中傷する者がいた。この場合も、損害賠償金の支払いが命じられ、同時に憐憫罰金が科されている。

### (7) パンとビール条例違反

史料 26 によれば、領主たるラムジイ大修道院長のビール条例は、小売に際しての計量枡 (ガロン枡、ポトル枡、クォー ト枡) の正確さについて厳しく規定していたことが推測できる。枡が不正確であることが発見されれば、それは裁判所で破壊された。ビール条例違反に対しては、六ペンスないし一二ペンスの罰金が科されている (史料 6・32)。

ビール醸造人の多くは女性であったが、彼らが条例に違反した場合、罰金支払いのための保証人は、多くはその夫であった。<sup>(16)</sup>

ヘンリー三世の治世五一年 (一二六六年) に、国家法としての「パンとビール法 (*assisa panis et cerevisiae*)」が制定されたが、<sup>(17)</sup> メイトランドによれば、領主の多くは彼ら自身のビール条例 (*assisa cerevisiae, assize of beer*) を持っていた。領主はビールの価格を決定し、その品質を管理し、計量器具を検査する権能を持った。そして、実際に品質を管理し、計量器具を検査したのは、ビール検査官 (*testatores cervisie, ale-tasters*) であった。ビール条例は特権の一

つであるが、国王による明白な譲与は稀であり、多くの領主はそれを取得時効によって主張し、また、ノーサンバーランド、カンバーランド、ヨークシャおよびリンカンシャの領主たちは、ビール条例は彼らの州の一般的慣習によってすでに彼らのものであるので、取得時効による主張を強いられさえないと述べていた。このことは、メイトランドも述べているように、領主たちがビールからかなりの利益を得ていたことを示している。<sup>18)</sup>

しかし、領民の側、すなわち村落共同体の社会生活における安定確保の観点から見れば、ビール条例は、村落内部での互酬 (reciprocity) 行為を補うものとしての地方市場 (内部市場) を規律する機能を果たしたであろう。なぜなら、そこでは例えば、価格は、需要と供給によって変動するような市場価格ではなく、<sup>20)</sup> 領主によって決められる定価格であったので、経済的な競争原理が展開する余地もなく、この内部市場交換行為は互酬行為に極めて近い社会的行為として続行されたからである。このような意味で、領主のビール条例は、共同体の側から見れば村落共同体の成員にとつては、共同体の社会的経済的安定を確保するための道具の一つとして機能し得たと思われる。また、粗悪なビールの売却が罰せられ、計量秤の正確さが常に検査されたことも、このような共同体的利害に即して見た方が理解し易いであろう。

メイトランドが編集した荘園裁判所 (manorial courts) の訴訟記録集 (2SS 8, 11, 18, 23, 27, 33, 89, 97, 113.) を見ると、一二四六年から一二九四年にわたって、多くの人々が、そして目立って女性たちが、ビール条例に違反した廉で荘園の陪審員たちによって告発され、「条例の違反者 (tractores assise)」として名前を挙げられ、三ペンス、六ペンス、一二ペンスあるいは一八ペンスの罰金 (fnis, fine) ならし憐憫罰金 (misericordia, amercement) Ⅱ金銭上の憐憫罰 (pecuniary amercement) を科されていることが分かる。

ビール条例の違反者は、このように罰金刑を科されているが、もともとはそうではなかった。この点についてメイ



トランドは次のように述べている。

「村落のすべてのビール醸造人、あるいはむしろ居酒屋の女将 (alewives) が、『条例に反して醸造し』た廉で当然のこととして、莊園の陪審員たちによって告発されているのが一般に見出される。その結果として、彼らのすべては憐憫罰を科される。晒台や肥料運搬車によって本人たち自ら当然に罰せられるべき頑固な違反者たちに対して、領主たちが金銭上の憐憫罰を科していると、国王の弁護人たちが苦情を述べているのが一般に見出される。絞首台が『インフアンゲネセオフ「窃盜現行犯絞首権」(Infangenethel)』の現れであるのとちょうど同じように、晒台や肥料運搬車は「領主の」この裁判権の外観、そして目に見える表象なのである。」<sup>(21)</sup>

ビール条例違反者には、もともとは晒台や肥料運搬車で人前に晒されるといふ刑罰が科されたのである。ビールの価格、品質、計量に関するごまかしをした者を、晒しの刑によって共同体成員に周知せしめることは、抑止の観点からも効果があつたであろう。それは共同体からの要請であつた。そして、その国家法への投影として、ビール条例違反に対する刑罰は罰金によらないことこそが、本来、国王にとつての了解事項であつた。しかし、どの時期からかは明確でないが、それは罰金刑へと変化した。<sup>(22)</sup>

パン条例に関しては、史料 15・27・29・30 から分かるように、パン屋が焼いた一塊のパンについて、その重量不足でパン屋が告発され、六ペンスの罰金を科されている。そして、罰金支払いのための保証人が必ず用意されなければならない。

パン焼きについては、ビール醸造と同様に、一塊のパンの重量や価格が、国家レベルの法によって規律されていたが、同時に、領主のパン条例も存在した。パン条例に関しては、ビール条例のようにビール検査官のような専門職は存在せず、ベイリフがパンの重量や価格の検査を行なつていた。パン条例違反との関連で、歳市裁判所の記録には、毎年

平均一〇数名のパン屋が現われている。そして、これらのパン屋の多くは、セント・アイヴスの外から来ている。ビールと違ってパンは保存がきかないために、地元のパン屋は歳市期間中急増する人口に対応できるだけのパンを焼くことはできなかった。したがって、町の外部からパン屋が流入することになる。例えば、史料には、ロンドンから来たパン屋が、セント・アイヴスの歳市に集まってくる商人やその他の人々のためにパンを焼く目的でパン焼き場 (pistrino) を借りたことが記録されている。(255143) ムーアによれば、パン条例違反の罰金支払いとの関連で、その支払いのための保証人を見ると、パン屋同士が相互に保証人になっていた。このことから、セント・アイヴスにおいてパン屋のコミュニティが緊密に結合していたことを推測できる。<sup>(23)</sup>

## 註

- (1) 史料によって実証し得る歳市都市ウインチェスタのセント・ジャイルズ歳市敷地は、ウインチェスタの東約一三五メートルの所に設置された。それは、都市ウインチェスタから分離されて設置され、堀と柵で囲まれた。その内部には幕舎や木造の仮設店舗そして歳市の主催者たる司教によって開かれる裁判所のための大きな天幕が張られた。Moore, *op. cit.*, p.145.
- (2) この二重賃貸制度については、差し当たり、拙稿「中世交易地聖アイヴズと周辺の農村」(前掲) 三六頁参照。
- (3) 例えば、イーブル、ドウエ、ロンドン、スタンフォード、レスター、ハンティンドン、ゴッドマンチェスター、ベリー・セント・エドマンズ。拙稿「一三世紀英国定期市裁判所における契約訴訟」(前掲) 五―六頁参照。
- (4) これらの番号は、本稿第六章「史料抜粋」の史料番号を指す。以下同様。
- (5) ムーアが引用している二九一年の裁判所記録参照。PRO SC2/179/7 (1291), cited in Moore, *op. cit.*, p.155.
- (6) バーン&ボニー・ブロー著、香川檀ほか訳『売春の社会史』筑摩書房、一九九一年、一八四―一九八、二〇三―二二二、二二四頁。キリスト教の道徳体系に基づいてローマ法を解釈しようとした中世の法学者にとって、売春はもろん道徳に反することであったが、彼らは聖アウグスティヌスにならって、それを黙認した。同書、一九六頁。
- (7) ジャック・ロシオ著、阿部謹也・土浪博訳『中世娼婦の社会史』筑摩書房、一九九二年、一四頁。ブロー『売春の社会史』(前掲) 一九九―二〇〇頁。なお、中世の歳市、都市、農村における売春については、ロシオ、前掲書、第一部第一章「都市における売春の構造と規模」参照。

- (8) 拙稿「中世交易地聖アイヴズと周辺の農村」(前掲)三三頁。
- (9) Moore, *op. cit.*, p.255.
- (10) ムーアは、このような不法な貸貸行為は、たとえ罰金を支払つても利益を生むものだったかも知れず、罰金は抑止力にはならず、むしろこのような行為への許可料の一形態と見なされていたかも知れないと述べている。Moore, *op. cit.*, pp.255-256.
- (11) Moore, *op. cit.*, p.255.
- (12) ジャック・ロシオによれば、フランスのアヴィニオンでは、一三世紀後半以降、娼婦は穢らわしいものと見なされ、ユダヤ人やハンセン病者と一緒に行われて社会的に排除されたという。ロシオ『中世娼婦の社会史』(前掲)七五―七六頁。
- (13) そのために、中世におけるケンブリッジやレスターなどの都市では、市壁内での売春が禁じられた。ブロー『売春の社会史』(前掲)二〇三頁。
- (14) F・W・メイトランド著、小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社、一九八一年、三〇四―三〇五頁。Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol.2, p.496.
- (15) J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, 3rd ed. (London, 1990), p.606. 本書の初版については、邦訳、J・ネイカー著、小山貞夫訳『イングランド法制史概説』創文社、一九七五年がある。
- (16) Moore, *op. cit.*, p.257.
- (17) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol.1, p.668.
- (18) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol.1, p.581-582.
- (19) カール・ポランニー著、栗本慎一郎・端信行訳『経済と文明』サイマル出版会、一九八一年、七頁。
- (20) 同右書、第二部第四章参照。
- (21) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol.1, p.582.
- (22) 以上については、拙著『法の社会史』(前掲)一五六―一六〇頁参照。
- (23) Moore, *op. cit.*, p.265.

### 三 歳市の役人

#### (1) 歳市管理者としての執事

歳市期間中、歳市裁判所の運営や歳市管理の責任を負っていたのは、「歳市管理者 (custodes nundinarum, keepers of the fair)」であった。一二五〇年から一二五七年の間のように、国王ヘンリー三世が直接にセント・アイヴス歳市を運営したときには、歳市管理者は豊富な行政的経験を持つ国王の役人であった。しかし、こちらの方が一般的であったが、ラムジイ大修道院長がそれを運営したときには、彼の執事 (senescallo, steward) が管理者の任に当たった。歳市裁判所の訴訟手続のすべては、執事の監督下で行なわれたのであり、その名前は、歳市裁判所の記録の冒頭に現われる。すなわち、「……歳市の執事たるシリングトンのSの面前で開かれたセント・アイヴスの歳市裁判所」(295138) というようにである。

歳市の執事は、歳市裁判所を主宰・運営し、歳市管理に関して広い範囲の権限を持っていた。すなわち、①商慣習法 (lex mercatoria, law merchant) に基づく訴答の記録化、被告召喚、不出頭理由申し立てや欠席の承認、差し押さえ、書面・口頭の情報収集、判決の執行、公開の場での証人尋問など歳市裁判所の運営、②各々の歳市期間に交易が始まる前の監視人 (vigilatores, watchmen) (後述参照) の武装点検、③監視義務免除の請求を聞いたり、監視義務不履行に罰金を科すこと、④罰金や憐憫罰金、そして損害賠償金の額の決定などであった。歳市の執事に与えられていた権限の範囲は広がったが、それは決して無制限のものではなかった。執事が権限を濫用した場合には、国王裁判所

において商人たちによって訴えられることもあり得た。<sup>(1)</sup> 商人たちは、執事がそれに基づいて行動していた商慣習法を熟知していたのであり、歳市裁判所における判決は執事によってではなく、商人たちによって出されたのである。この点については、一四世紀のものとされている商慣習法に関する論文において、次のように述べられている。

「すべての歳市裁判所において、あらゆる判決はその裁判所にいる商人たちによって言い渡されるべきであつて、市長や歳市の執事によって言い渡されるべきではない」<sup>(2)</sup>。

ただし、後で見えるように、多くは商人だけではなく、商人と隣人たちによって構成される陪審による評決が裁判所における判決となつたのである。

## (2) 歳市ベイリフ

メイトランドによれば<sup>(3)</sup>、一二八六年の史料には自治都市ハンティンドンの徴収官 (collectores Huntendonie) が記されており、国王から勅許を得て自治を行なう都市であるハンティンドンの役人たるベイリフたち (ballivis, bailiffs) は、次のように宣言したという。すなわち、彼らは、国王の名において、セント・アイヴス歳市の使用料 (tolneti, toll) を徴収する権利を持つ、と。そしてさらに、彼らは歳市の期間中、黒い杖を手に持つてその使用料を集めるべし、と。しかし、大修道院長は、その役人たちが、セント・アイヴスの幾つかの門の所で使用料を徴収することは認めたが、それ以外の所で徴収することは認めなかった。

われわれの史料 (23SS10-12.) を見ると、一二八七年の裁判所記録の冒頭に、ハンティンドンの歳市使用料徴収官が現われる。一二八七年四月一五日に、歳市期間中裁判が行なわれる場所である大修道院長のホールにおいて、具体

的に名前を挙げられた九名のハンティンドンの徴収官たちが、職務に関して宣誓を行なったと記録されている。その際、セント・アイヴス歳市のベイリフ四名が立会人になっており、さらに、宣誓したアリッジ・ストリート共同体の陪審員一名、宣誓したグリーン共同体の陪審員六名が立会人になっている。その後、村落ごとに治安官 (constab<sup>1</sup>)、監視人 (constables)、監視人の名前が挙げられている。以下では、これらの歳市役人、すなわち、ベイリフ、治安官、監視人について検討する。

歳市で活躍したベイリフたちは、裁判に通曉した者たちであり、大修道院長の荘園の土地保有者とは限らず、広く周辺の地域から雇用された。彼らは歳市期間中のみ大修道院長によって雇われたのであり、その期間が終われば解雇された。したがって彼らは、歳市期間以外のセント・アイヴスの日常生活の管理には関わらなかった<sup>(4)</sup>。この意味で彼らは、領主の「荘官」というよりは、歳市ベイリフだったのである。実際、史料では「歳市のベイリフ (Ballivis ferie)」と記録されている (2SS157, 159)。そして彼らは、セント・アイヴスの近隣の村落共同体の代表というわけでもなく、したがって、農民の利益を歳市での行政に反映させる役割を持っていたとは考えられない。彼らは、ほとんど領主の執事に近い立場にあったのである。

ベイリフの職務は、裁判関係が中心であったが、詳細は以下の通りである。<sup>(6)</sup>

- ① 被告を裁判所に召喚したり、被疑者を逮捕・拘引し、拘禁すること (史料 4・13)。
- ② 裁判所への出頭を拒否する被告を出頭させるために、動産を差し押さえること。
- ③ 不出頭理由申立て、懈怠、保証そして不訴追などについて裁判所に報告し、裁判所の最終的決定を実行する。
- ④ 審問 (inquisicio, inquest) のための陪審員を召喚すること。
- ⑤ 刑事事件で判決が宣告されたならば、加害者に対して、被害者への不当利得の返還、損害賠償金の支払い、裁判

所への罰金や憐憫罰金の支払いを実行させること。

- ⑥ 加害者が損害賠償金、罰金そして憐憫罰金を支払うように、差し押さえ物を一年と一日の間保管し、支払いがなされなければ、それを売却して、その利益を被害者側ないし裁判所に渡すこと。
- ⑦ パンの重量や価格の検査を行ない、パン条例に関する告発を行なうこと（史料15・27・29・30）。
- ⑧ ブリッジ・ストリート共同体やグリーン共同体の陪審員による告発を吟味し、処理することについて単独で責任を持つこと。さらに、彼ら陪審員を偽りの証言の廉で告発すること（史料28・29）。
- ⑨ 裁判所が必要と見なした場合に、有罪判決を受けた者を、損害賠償金、罰金、憐憫罰金が支払われるまで牢獄に留置すること（史料19）。
- ⑩ ハンティンドンの歳市使用料徴収官たちに宣誓を行なわせ、また彼らを監督すること。
- ⑪ 治安官と監視人を監督すること。
- ⑫ セント・アイヴスでは、土地の長期保有者である生涯間保有者は、そこに建っている家の正面の空き地を歳市期間中に大修道院長に明け渡さねばならず、大修道院長は、そこに仮設店舗を建ててそれらを商人たちに賃貸したが、その際の賃貸料を取り立てること。
- ⑬ エル (ell) など、王国の法によって定められた長さの単位が、カンヴァスなどの布地の売買に際して公正に守られているかどうかを監視し、違反者がいれば摘発すること (2SS154, 155.)。

## (3) 治安官と監視人

治安官 (constab, constables) と監視人 (vigilatores, watchmen) は、歳市期間中の治安を維持するために、セント・アイヴスおよび周辺の村落共同体から集められた。彼らは大修道院長の役人として、歳市ベイリフの監督下で働いた。その労働は、土地保有者の、領主に対する奉仕ないし賦役としての義務であった。具体的には、一四の村の各々から一名ないし二名の治安官が選出され、さらに自分の村の治安官によって指揮される二名ないし八名(ただし、ブリッジ・ストリート共同体とグリーン共同体については、住民全員)の監視人が選出された(23511, 38)。

一二八七年の裁判所記録(23511-12)によると、グレイヴリ村は二名の治安官(監視人の数は不明、以下同様)、エルズワース村は二名の治安官と六名の監視人、クナップウェル村は一名の治安官と二名の監視人、リップトン・アボッツ村は二名の治安官と八名の監視人、ウォボーズ村は二名の治安官、ウイストー村は二名の治安官、ブラウトン村は二名の治安官と八名の監視人、オールドハースト村は一名の治安官と三名の監視人、ウッドハースト村は二名の治安官と四名の監視人、ヘミングフォード・アボッツ村は一名の治安官と八名の監視人、ホートン村は二名の治安官と八名の監視人、そして、ホーリィウェル村は二名の治安官と六名の監視人を動員した。セント・アイヴスのブリッジ・ストリート共同体とグリーン共同体は、それぞれ二名の治安官を動員し、住民全員が自分の敷地について監視人となった。治安官も監視人も各村から選出されたが、治安官は監視人を監督する義務を負い、それについてベイリフに報告した。監視人は、自分の費用による武装義務を負っていた。そして、歳市の最初の日にすべての村の監視人は集合して、用意した武器を順番に執事あるいはベイリフに示した。十分に武装していることを示すことのできなかった場合には、



その監視人が属する村落共同体に罰金が科された。そして、武装を怠った個人にも罰金が科されることがあった。例えば史料(238512)によると、武装した監視人が誰も来なかった廉でウォーボーズ村が二分の一マークの罰金、ウィストウ村が二シリングの罰金を科されており、さらに同様の事柄について三名の村人が、各々罰金を科された。そのうちで明記されている罰金額は、六ペンスであった。義務に違反した場合に、その個人が責任を負うだけでなく、彼が所属する共同体もまた責任を負うところが興味深い。共同体の全員が連帯責任を負うのである。監視人の実際の活動に注目すると、史料26によれば、ウッドハースト村の六名の監視人は、不寝番を怠って実害を招いたために、三シリングの憐憫罰金を科されている。

## 註

- (1) Moore, *op. cit.*, p.170.
- (2) *The Little Red Book of Bristol*, vol.1, pp.70-71. Moore, *op. cit.*, p.170.
- (3) 2SS, Introductory Note, p.132.
- (4) See Moore, *op. cit.*, p.179.
- (5) 荘園領主のベイリフは、通常、荘官と訳されている。松村尠・富田虎男編著『英米史辞典』研究社、二〇〇〇年。あるいは、ポール・ウィノグラドフ著、富沢靈岸・鈴木利章訳『イギリス荘園の成立』創文社、一九七二年では、執事と訳されている。
- (6) 以下については、Moore, *op. cit.*, pp.173-178, 184も参照。

#### 四 歳市裁判所

##### (1) 裁判官としての執事

ヘンリー一世は、前述の一一一〇年の歳市開催権特許状で、イングランドにおける他のすべての歳市が持つのと同様の裁判権 (soc and sac and infangthef) をセント・アイヴスが持つことを認めている。<sup>(1)</sup>

特許状で与えられたこの裁判権に基づいて、歳市裁判所 (court of fair) は、歳市の開催期間中のみセント・アイヴスで開かれたのであるが、それを主宰するのは荘園裁判所 (manorial court) と同じく領主たるラムジイ大修道院長であり、実際にその任に当たったのは、前述のごとく執事であった。つまり、執事が歳市裁判所の裁判官であった。そのことを示す証拠として、例えば、一二八八年の裁判所記録 (SS107) に明記されているように、その年のキングズ・リプトン村の荘園裁判所を主宰したウォッシングリのウィリアムは、一二九五年五月二日に書かれた裁判所記録 (23SS67) の冒頭で「ウォッシングリのウィリアムの面前での……セント・アイヴス歳市での訴訟」という形で登場し、さらに、彼は、一二三〇年から一二三〇九年、そして一二三四年にセント・アイヴスの歳市裁判所を主宰した (23SS73, note 2)。

また、一二八七年五月一六日の裁判所記録では、「そして、歳市の執事によって、法廷出席者全員の判定に基づいて、以下のように判決された」(23SS28) という形で、執事が裁判官の役割を果たしていたことが明記されている。

この裁判所は歳市に参加するすべての人々に関わる事件に対して裁判権を有しており、前年の歳市での事件につい

ても裁判を行なうことがあつた。また、明確な証拠はないが、訴訟の内容から判断して、週市 (weekly market) での事件をも処理していたと考えられる。扱ひ得る事件の範囲としては、売買、賃貸借、諸々の契約、金銭債務、中傷、暴行、治安妨害、軽窃盗などにわたつた。管轄に入らなかつたのは、国王裁判権専属の国王の訴訟 (pleas of the crown) と呼ばれた刑事訴訟であり、また、荘園裁判所として国王裁判所 (King's court) で取り扱われた土地保有に関する訴訟 (pleas concerning land tenure) であつた。したがつて、基本的には、歳市期間中に起こつた事件のうち、これらを除くすべての事件が歳市裁判所で処理されたのである。この裁判所の最大の特徴はその迅速性にあつた。告訴ないし告発の詳細の吟味、被告ないし被疑者と陪審員の召喚、事実認定と法的な論点の判定、そして判決の実行という作業が一日ないし数日の間に行なわれたのである。例えば、二つの銅製のポット他が奪われた事件で、その事件は一二八七年五月四日に発生し、五月六日に原告によつて告発され、そして翌日の五月七日には審理陪審によつて、その物の強奪があつたという評決が下されている (235517-18)。当事者の多くは商人だったのであり、彼らが定期的に歳市から次の歳市へと移動することを考えれば、訴訟手続は早ければ早いほど都合が良かったのである。

歳市裁判所が開かれた場所は、「セント・アイヴスにおいて、歳市期間中訴訟が取り扱われたラムジイ大修道院長のホールにおいて、「一二九五年四月一四日に」、宣誓を行なつた「都市」ハンティンドンの徴収官たち」(235567. Cf. 235573.) と記されていることから分かるように、セント・アイヴスに存在した大修道院長のホールであつた。ただし、それがどこに在つたかは、われわれの史料からは明らかにならない。

## (2) 書記

裁判所記録は、書記 (cleric, clerks) の努力によって生み出された。プリストルに保存されていた、一四世紀のものとされている商慣習法に関する論文によれば、当時のあらゆる歳市裁判所は、書記、印章、そして訴訟記録集を有していた。<sup>(2)</sup>そして、セント・アイヴスに関するわれわれの史料<sup>(3)</sup>も、書記について、原告への損害賠償金との関わりで言及している (Cf. 23SS 22, 71, 76, 99, 100, 105)。また、例えば、「六ペンスと評価される彼の『原告の』損害賠償金、そしてそれは書記に与えられる (dampnis suis que taxata sunt ad vj. d., qui collati sunt clerico)」(23SS64.)と書かれている。これらの史料から分かることは、被告から原告に支払われるべく、裁判所によって評価された損害賠償金は、実際には書記に支払われたということである。<sup>(3)</sup>書記は、裁判所の主宰者である領主によって雇われており、領主から報酬を受け取っていたのであるが、それとは別に、このような形で収入を得ていたのである。

## (3) 陪審

セント・アイヴスの歳市裁判所の陪審は、国王裁判所の陪審制度の影響を受けてはいたものの、それとは微妙に異なるものであった。本稿では歳市の管理に論点を限定しているので、専ら歳市裁判所における陪審の実態把握に努めることとし、両者の陪審の比較検討は別の機会に譲ることにする。<sup>(4)</sup>

陪審については、われわれの史料からは、告発陪審 (jury of presentment) と審理陪審 (jury of trial) の二種類が

あつたことが読み取れる。それぞれについて史料に即して検討してみよう。

### (i) 告発陪審

告発陪審はセント・アイヴスの二つの共同体、ブリッジ・ストリートとグリーンの各々の住民たちによって一つずつ組織された。つまり、二つの告発陪審が、法令や慣習法に対する違反行為ないし犯罪行為を告発するために組織され、機能したのである。史料では、その年の裁判所記録の冒頭に、宣誓を行なった告発陪審員の全員の名前が挙げられる。両共同体からの告発陪審の構成人数は、例えば、ブリッジ・ストリートとグリーンについてそれぞれ、一名と六名（一二二七年四月一五日）、六名と六名（一二九一年五月四日）、八名と五名（一三〇〇年五月七日）、六名と六名（一三〇二年五月一日）、六名と六名（一三二一年四月一〇日）であつた（235S11, 37, 73, 83, 89）。なお、陪審員は全員男性である。

告発陪審は外来の商人でもなく、領主の直接の配下でもないセント・アイヴスの住民によって構成された。なお、セント・アイヴスの住民は歳市開催期間以外の日常において、いかなる暮らしをしていたのかが問題となるが、ブリッジ・ストリート共同体は、町中であり、その住民は農業に携わる者もいたとしても、ビール（エール）の醸造と小売、パン屋、肉屋、鍛冶屋など、小売業、手工業従事者が多かったと思われる。他方、教区教会の北側である耕作地帯に位置したグリーン共同体の住民は、近隣の農村と同様に多くは農業従事者だったのである。

陪審員たちは、歳市の初日に領主たる大修道院長のホールに集合し、執事の面前で宣誓を行なった（235S11）。彼らの職務は、歳市期間中に、賃貸借を含めて土地・建物保有上の違反を発見し、告発すること、歳市敷地内の健康・風紀・安全に関する規範が遵守されているかどうかを監視し、告発することであつた。具体的には、前述のように、肉

屋の汚水、伝染病、娼婦、道化師 (skimmours) (史料32)、火災予防のための水の用意、パン屋のかまどの設置場所、障害物による公道の遮断、馬糞の山による交通妨害などが問題にされ、さらには、パン条例 (史料29) やビール条例違反 (前述参照)、食料の買い占め、中傷、窃盗なども告発された。

告発がなされた後の手続に関しては、史料を見る限りでは告発後に審理が行なわれていない。「したがって彼は二シリングの憐憫罰金を科される。そして彼女ら娼婦たちが立ち退かされるべく命じられた」(史料26) というように、告発の直後にいきなり判決が下されているのである。告発陪審は、風評のみによって告発することはなく、現行犯逮捕のごとく、違反や犯罪の状況を自分たちの眼で見て告発する (presentant, present)。そこでは、告発された事件があったために審理されることはなく、直ちに執事あるいはベイリフたちによって罰金が科されたり、何らかの命令が下されたりしたのである。

## (ii) 審理陪審

セント・アイヴスの歳市裁判所における審理陪審はいかなるものであったか。陪審によって審理された事件は、民事に関しては、売買契約や家の賃貸借契約の違反、売買契約を原因とする金銭債務、動産の所有の帰属などであり、陪審は事実認定をして評決を出した。刑事に関しては、価値のさほど高くない財物の強奪、窃盗、不法行為、侵害などであり、事実認定を行なうのが基本であるが、時には有罪か無罪かの評決も出した。

裁判所記録においては、審理陪審の構成員を表わす言葉として「陪審員たち (jurati)」が用いられているが、同時に「審問 (inquisicio)」という言葉が頻繁に現われる。審問は陪審を用いて行なう強制的事実調査を表現する言葉であり、その言葉は、例えばわれわれの史料においては、「執事は、……この裁判所記録の冒頭に名を挙げられた陪審員たちに

よる審問を開いた」(史料25)というように使われている。しかし、別の箇所では、「審問が来て言うには、そのアリスはその嫌疑について無罪である」(23SS61.)と書かれており、審問は陪審と同じ意味でも使われていたことが分かる。

審問開始手続には二種類あり、一番目のものでは、原告ないし被告が、あるいは被告と原告の両方が審問(陪審)によって審理されることを懇願した際に、あるいは自らを審問に委ねた際に、裁判官たる執事によってその手続が始められる。裁判所記録では、「そしてこのことについて彼[原告アヴィングドンのウィリアム]は自らを審問に委ね、このことが審理されることを懇願する (et inde ponit se in inquisitione et petit quod inquiratur)」(23SS67.)とか、「そしてこのことを彼(原告)は、スタンフォードの歳市にいた商人たちと他の人々から成る良き審問によって証明する用意がある (Et hoc promptus est verificare per bonam inquisitionem mercatorum existencium in nundinis Staunf et alorum)」(23SS87.)とか、被告は「商人と隣人たちによって審理されることを懇願する。そしてウィリアム[原告]も同様に懇願する」(史料12)とか、被告は「自分を神に、そして隣人たちから成る陪審員に委ねる」(史料19)とか、「そしてこのことについて彼[被告]は自らを審問に委ねる (et inde ponit se in inquisitione)」(23SS52.)あるいは、「そしてこれが真実であることが良き審問によって証明されることを彼[被告]は懇願する、そして他方当事者[原告]も同様に懇願する (et quod hoc verum sit petit quod verificetur per bonam inquisitionem et pars adversa similiter)」(23SS78.)とどうちゅうに記述されている。

審問開始手続の二番目の種類のものは、執事が職権に基づいて審問を開く場合である。例えば、原告が訴え遂行のための裁判所への出頭を行わず、「それゆえに、執事は職権によって (ex officio) ……この裁判所記録の冒頭に名を挙げられた陪審員たちによる審問を開いた」(史料25)というようにである。また、一二九五年五月二日に、「そして大きな安心を得るために、執事は事の真実を審理するべく以下の陪審員たち、すなわちジオフリー・ロング、ジョン・

クラーク、バースのトマス、ジョン・リーチ、ウォリックのニコラス、そしてアダム・スミスによる審問を職権によって開いた」(23SS68)。前者は侵害事件であり、後者は、二年前のスタンフォードでの歳市での売買契約に関わる一頭の馬の帰属をめぐる事件である。前者は、告発者たる原告が不在になってしまったがゆえに執事が職権で審問を開いたのであるが、この事件は明らかに「領主の平和」に関わる事件であり、執事はこれを放置するわけにはゆかず、自分の職権で審問を開いたとも考えられる。後者に関しては、被告がその馬を差し押さえられたが、裁判所に出頭しよとせず、さらには、セント・アイヴスを立ち去ってしまい、歳市開催期間中に再び戻ってくる見込みもないと証言されていた(23tabarur)ので、<sup>(5)</sup>執事は被告の意思を無視して職権で審問を開いたのであろう。

次に、審理陪審がいかなる人々によって構成されたかであるが、まず最初に指摘すべきことは、現代と違ってここでの陪審員は、当該事件に関して一定の事情を直接に知っている人々であったということである。そして、上記引用の裁判所記録からも分かるように、原告も被告も、陪審員が事実を証明してくれることを期待しているのである。陪審の構成は史料によれば、「商人たちとすぐ近くに住む隣人たち(mercatorum et proximorum vicinorum)」(26S142. Cf. 23SS17, 29, 30, 33)、「商人たちと隣人たち(mercatorum et vicinorum)」(23S154. 23SS86, 87)、「商人たち」(史料30)などとなっている。陪審を構成したのは歳市の現場にいた商人たちであり、その他の歳市参加者であり、また、セント・アイヴスの住民たちであった。要するに、狭い歳市敷地の中で事件をめぐる事情を直接に知っていた人々であったのだ。なお、上記引用した史料に出てくる「スタンフォードの歳市にいた商人たちと他の人々から成る良き審問」のように、事件の発生場所にいた人々を陪審員にしていることは、彼らが証人の役割を果たしていたことを如実に示すであろう。また、ニーディングワース村の原告の家で締結された雄牛と豚一頭ずつの売買契約との関連で、旧貨幣による支払い



に代えて新貨幣で支払うようにとの原告の請求で両当事者が審問を懇願している事件で、「そしてニーディングワースとセント・アイヴスの両方からの陪審員たちが来て言うには (Et jurati tam de Nydd' quam de S. Ivone veniunt et dicunt) (23SS80)」と記録されており、事情を知っている人々を陪審員に選ぶという方針が明らかになっている。

審理陪審を構成する人数に関しては、以下のように、われわれの史料からは六名、九名、二二名(二例)、一三名の場合が見える。先ず、前述の一二九五年の史料では、一頭の馬の帰属に関する訴訟で評決を出した陪審員たち六名の名前が記録されている(23SS86)。一二七五年五月四日の刑事事件の審理陪審では、九名の者が宣誓の上で評決を出しており、彼らの名前が記録されている(23ST43)。また、不法行為と窃盗に関する訴訟で自分に不利な評決を受けた原告が一二名の陪審員を侮辱したという一二九三年の記録がある(23SS61)。そして、史料30では、他の一一名の陪審員たちに反対する意見を主張して法廷侮辱で罰せられた男が登場する。次に、これは告発陪審が同時に審理陪審の役割を果たした場合であるが、史料25に見えるように、ブリッジ・ストリート共同体の告発陪審員八名とグリーン共同体の告発陪審員五名、合計一三名による審理陪審が構成されている。

審理陪審の構成との関連で、陪審員になるための出頭を行なわなかったり、宣誓を拒否している事例がある。一二九一年五月一四日の史料を見ると、原告がロンドンの人間である訴訟において、ロンドンから来ている或る人物が陪審員になるために法廷に召喚されたにも拘わらず出頭せずに一二ペンスの罰金を科され、別のロンドンから来た人物は、同じ訴訟で陪審員になるために召喚され、法廷には出頭したものの陪審員になるための宣誓を拒否した廉で六ペンスの罰金を科されている。他に二名の者が同様の罪で名前を挙げられている(23SS42)。また、一二九三年五月六日の史料(23SS62)では、ヘンリーという者が、陪審員になるための裁判所への出頭を行なわなかった廉で六ペンスの罰金を科されている。

次に、本稿は歳市管理を主題にしているので、刑事の審理陪審が関わった事件を簡単に紹介する。事件が本稿で抜粋した史料に記録されている場合には、詳細についてはそちらも参照していただきたい。

- ① 一二七五年五月四日…ボストンのリチャードが暴力をもってスワウジイのサイモン・チャップマンの手から二〇ペンスの価値の羊毛を奪ったと、九名の陪審員たちが宣誓の上で述べている (255143)。
- ② 一二八七年五月七日…ヘンリー・タナーが、スウィンフォードのヒューのものである二つの銅製ポットと何枚かの皿を奪ったということが、商人たちと隣人たちから成る陪審によって見出された (235518)。
- ③ 一二九一年五月七日…一足の靴の窃盗に関して、ロジャーとベアトリーチエはその靴をマーガレットの家から持ち去ったと、陪審員たちは宣誓して述べた (史料14)。
- ④ 一二九一年五月二八日…モルトの窃盗の嫌疑をかけられたモードは、黒白を明らかにしてもらうために自分を陪審員たちに委ねたが、陪審員たちは宣誓の上で、彼女は窃盗を行なっていないと判断した (史料19)。
- ⑤ 一二九三年五月六日…アリスは、料理人たるガンのウイリアムの家に来て、これから彼が調理しようとしていた一匹の魚を平鍋から放り出して、さらにその平鍋を持ち去った廉で彼に訴えられたが、彼女は自らを審問に委ね、原告ウイリアムも同様に審問に委ねた。審問は出頭して、アリスはこの件に関して無罪であると宣言した (235561)。
- ⑥ 一二九三年五月六日…エイメルバーガの従者が、商人たちから金をだまし取るために、ラインワインの貯蔵樽に「安物の」白ワインをいつも入れているということが一般に言われていたので、事の真実が最も良く審理されるために良き審問を召喚すべく、ベイリフたるウォーリックのトマスに命令が下された (235562)。
- ⑦ 一三〇〇年五月一日…侵害について訴えられたトマスとフィリップが有罪であるか否かに関して審理するため、ブリッジ・ストリート共同体とグリーン共同体の告発陪審員たちから成る審問が開かれた。陪審員たちは、被告

二名が無罪である旨を宣言した（史料25）。

なお、⑤の事件では、原告のウィリアムは、法廷出席者全員がいる中で、判決を逆恨みしてか一二名の陪審員たちに向かつて、嘘つきの不誠実な悪党どもと叫んで侮辱して、執事と法廷出席者全員を侮辱したので、二シリングの罰金を科された。

また、審理陪審による評決は全員一致によつたと思われるのであるが、それを示す証拠として次のような事例がある。史料30から分かるように、陪審員の一人ウィリアムは、「欺瞞的かつ不正にも彼の一名の仲間に対峙し、そして彼らと意見を同じにしようとはしなかった」ために、法廷侮辱で二〇ペンスの憐憫罰金を科されているのである。

ところで、事実を認定し、刑事事件の場合には有罪か無罪かの判断をも行なう審理陪審とは別に、史料では、一定の判断を下すための商人の集合体が登場する。

① 一二九一年六月一日・捺印契約が破られたか否か、あるいはそもそもその契約が存在したか否かに関して、雪冤宣誓で証明されるべきか審問によつて審理されるべきかが問題となり、「そしてこの問題に関して両当事者が彼ら自身を商人たちの判定に委ねた。そして、事の真実は「審問によつて」審理されるべしとその商人たちによつて判定された（Et super ista discussione partes ponunt se super iudicium mercatorum, et consideratum est per mercatores quod rei veritas inquiratur.）」(23SS52)。

② 一二九一年五月二十九日：一頭の馬の帰属に関して、「そして彼「被告」は、自分の主張を雪冤宣誓によつて証明することが商人たちの判定によつて認められない限りは、「審問によつて」審理されることを懇願した。そして、真実が審問によつて審理されるべしと判定された（Et quod ita sit petit quod inquiratur nisi ad legem suam per considerationem mercatorum possit admitti. Et consideratum est quod inquiratur per inquisitionem.）」(23SS50-51)。

ここでは、一定の事実が雪冤宣誓によって証明されるべきか審問によって審理されるべきかの判断が商人たちに委ねられているのであるが、この商人たちの集合体は明らかに陪審とは別の組織である。審問発生の原点に帰れば、本来、居合わせたすべての人々による審理が理想であろうから、これも審問の趣旨に即した判断方法だったのかも知れない。このことを示唆する事例として、カンヴァスを売る商人であるトマスたちにやましいことが無いことを「熟慮し吟味するために、セント・アイヴス歳市にいる全員のうちのすべての商人は、明日執事の面前に出頭すべく召喚される」(Omnes mercatores de tot communicatus quot sunt in nundinis S. Yvonis summoniantur quod sint in crastinum coram senescallo ad considerandum et videndum quod) (一一七五年五月一五日) (2SS153.) というものがある。歳市にいる商人全員が執事の面前に召喚されているのである。これは陪審とは言えない。歳市裁判所では必要に応じてこのような商人たちによる判定方法も用いられたということであろう。

## 註

- (1) 23SS, Introduction, p.xvii.
- (2) *Little Red Book of Bristol*, vol.1, p.77, 23SS, Introduction, p.xxiii.
- (3) チャールズ・クロスも同様に理解している。Ibid, p.xxxiv.
- (4) 中世イングランドにおける陪審に関する最近の研究としては以下のものがある。朝治啓三「バロンの反乱とケムブリッジシアの陪審員たち」イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』山川出版社、一九九四年、同「一三世紀ケムブリッジシアの陪審員」関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、一九九四年、同「一三世紀ケムブリッジシアの陪審員たち」佐藤篤士・林毅編著『司法への民衆参加』敬文堂、一九九六年、沢田裕治「中世イングランド陪審制の歴史的形成」同右書所収、松本英俊「イギリスにおける初期の陪審の発展とその影響」『九大法学』七二号、一九九六年、捧剛「イングランドにおける陪審制度の展開」(一)～(三)(未完)『國學院法学』三三卷四号(一九九五年)、三三三卷四号(一九九六年)、三五卷三号(一九九七年)、同「中世イングランドにおける商慣習法と陪審——イングランド陪審史の一面——」『國學院法学』三四卷二号(一九九六年)。本文で述べた趣旨から、これらについて本稿で論評することは控える。

が、最後の文献だけは筆者と同じ史料集を用いていることもあり、気づいた点の一部を簡単に述べさせていただく。①「今回参照し得た一四世紀までの記録の中には、陪審員の数を具体的に示すものは存在しなかった〔傍点は引用者。以下同様〕」（七頁）。②「商人と隣人からなる陪審が、ベイリフのもとからポット及び皿を奪還した者を告発し」（七頁）。③「市裁判所の記録に見られる刑事陪審は、ほとんどが告発陪審だということである。」（二三頁）。これらの見解は、本稿での筆者の史料解読の結果とは大きく隔たっている。また、「これまでのところ、我が国においては、それらの法〔教会法及び商慣習法〕の実態、とりわけそれらが各裁判所においてどのように運用されていたかについて、明らかにされてきたとはいいい難い」（二二頁）とされて、先行研究文献が一切挙げられていないのは、疑問である。

(5) この史料では、証言したのが誰であるかは明確にされていないが、多分、法廷にいた商人とその他の人々であろう。ちなみに他の史料では、「そして法廷の商人たちと他のすべての人々は、以下のように証言して (testantur) 述べる」(23SS35)と記録されている。

## 五 結びに代えて

以上、一三、四世紀の裁判所記録を検討しながら、セント・アイヴスで開催された歳市について、その敷地や仮設店舗の配置を確認し、防犯・防火等々、歳市管理のための役人そして歳市裁判所について見てきた。商人たちで賑わった歳市においては民事・刑事の様々な事件が発生したのであるが、それらに対して、歳市開催権を持つ領主たるラムジイ大修道院長は、彼の執事を中心にベイリフ、治安官、そして監視人などの役人を用いて歳市の管理に当たった。そして、領主の役人とは言っても、前二者は、言わば領主の側に立ち、後二者は、農民Ⅱ共同体の側に立っていたことが、史料の検討からも見えている。後二者は村の共同体によってその内部から選ばれる人々だったからである。特に監視人は、隷農土地保有の付随条件としての奉仕Ⅱ賦役として、武装義務を伴う監視の役務に当たったし、彼らが割

り当てられた義務に違反したときには、彼らのみならず彼らが属する共同体もまた罰せられたのであり、このことは、この監視の役務が領主に対する共同体的な義務であったことを示している。

このような管理体制は、領主の側からすれば、歳市期間の治安を守るための一つの有効な手段と見なされたであろうが、他方、セント・アイヴスおよび周辺農村の住民からすれば、年に一度の盛大な祭りとしての歳市を自分たちの手で守ることに、単なる苦役としての賦役以上の意味があつたのだと思われる。彼らおよび彼らの家族も色々な形で歳市に参加し、娯樂を楽しみ恩恵を受けたはずだからである。前述のように、ここでの歳市の取引内容を見ると、この市は週市の役目をも果たしていたことが分かり、ますます住民たちにとって身近な存在であつたと推測できる。この時代において、周辺の農村共同体にしてもセント・アイヴスの二つの共同体にしても、経済的にも社会的にもそれぞれ孤立して活動していたとは考えられず、それらの共同体にとって歳市は一定の役割を果たしていたのだと思われる。また、国外ならびに国内から来た商人たちは、歳市における主役であり、言わば自由人として商業活動を行ない、裁判には原告や被告として、あるいは陪審員として参加し、出身国や出身地ごとに共同体を組んで自分たちを守り、主張を通したのである。

起こつてしまつた事件を処理する裁判においては、陪審の役割がきわめて重要であつた。告発陪審はセント・アイヴスの二つの共同体、ブリッジ・ストリートとグリーンとの住民によってそれぞれ一つずつ構成され、ほとんど判決に等しい効果を持つ告発を行なつた。裁判所記録を検討した限りでは、告発の後に審理はなされず、いきなり判決が出てきているようにしか見えないのである。告発陪審は証人としての役割を合わせ持っていた可能性もあるし、現行犯逮捕などの場合しか告発できなかった可能性もある。陪審による告発は、もちろん、歳市を管理しようとする領主の利害に密接に関わつているのであるが、二つの告発陪審はそれぞれ二つの共同体の代表から成つており、それらの

陪審が自分たちの町で開催される歳市を告発を通して守ることは、共同体の利益を守ることにもつながつたのである。陪審陪審は、歳市に参加していた商人ならびに住民その他の歳市参加者から選抜された人々によって構成されたが、それは歳市裁判所において最も重要な役割を果たした。審理が行なわれて実質的な判決が下される際に決定的な役割を果たしたのは、裁判官ではなく陪審陪審だったからである。セント・アイヴス歳市の陪審陪審は、前述のように、知り得る限りで六名から一三名の人々によって構成されたが、彼らは事件をめぐる事情をよく知っている人々であり、裁判では証人に近い役割を果たした。彼らが審理をどの程度詳細に行なつたかは、史料からは見えてこないが、複数の人間が一個の集団を形成して協同して判断を下すわけであり、そこには統合された集合体としての判断主体が存在したのであった。

陪審との関連で宣誓 (sacramentum, juratio) にも触れておきたいと思う。上記引用の史料 (23SS10-12) によれば、歳市期間の開始日に、ハンティンドンの徴収官、セント・アイヴスの告発陪審員、すべての治安官そして監視人が職務に就くための宣誓を行なっている。また、史料13から分かるようにベイリフも宣誓を行なっている。そして、告発陪審員は宣誓の上で告発している (史料7) し、陪審陪審員は陪審員になる際に宣誓し、さらに評決を出す際にも宣誓しているのである (史料11・14・19・29)。陪審員たちを表わすラテン語 *jurati* (史料3) は、*jurō* (宣誓する) という動詞から派生しており、本来は宣誓者を意味するのである。つまり、陪審員とは「宣誓する人々」だったのである。キリスト教の神に賭けた宣誓は、現代の陪審裁判においても行なわれる。人々と神との緊張関係においてその態様の違いはあるかも知れないが、中世と現代の人々の間に心理的な共通性は見出せるであろう。当時の裁判において、宣誓が最も大きな意味を持ったのは、証明方法としての雪冤宣誓 (*wager of law, compurgation*) においてであるが、これについては別の機会に詳しく論じた。<sup>(1)</sup>

中世において宣誓は、行政的ないし警察的職務実行はもとより、裁判過程においても重要な意味を持ったであろう。なぜなら、宣誓においては、原理的にキリスト教信仰者の死後の霊的救済が賭けられていたので、宣誓によって様々の行為の公正さが担保されたと思われるからである。

最後に、法的側面からわれわれの歳市を見直せば、中世イングランドの農民が、農業を円滑に運営してゆくための共同体の取り決め、すなわち村法 (village by-laws) を持っていたように、<sup>(2)</sup>商人を中核とした歳市参加者は、歳市を円滑に運営するための法、言わば「歳市法」を持っていた。この歳市法は、当時のヨーロッパ全体に通用した国際私法としての商慣習法を軸にしていたが、領主、そしてその代理人としての執事が歳市裁判所を主宰したことも関連して、民事と刑事に及ぶ荘園裁判所の慣習法とも接点を持ち、さらには国家法としてのコモン・ローの影響をも受けていたのである。

歳市管理の観点から見れば、執事を頂点とした歳市の役人であるベイリフ、治安官、監視人は、荘園経営における領主の役人と重なる部分があり、荘園的なものである。本論で検討した防犯・防火・衛生・健康・風紀に関する行政的・警察的処理は、荘園的な性格を有したのであり、そこで適用されたのは基本的には荘園の慣習法であった。また、陪審については、告発陪審も審理陪審もコモン・ローの影響を受けたものであった。雪冤宣誓はコモン・ロー上古くから用いられ、ヘンリー二世期以降陪審に押されて衰退したが、その後も歳市裁判所では有効に用いられた証明方法だったのである。

#### 註

- (1) 拙著『法の社会史』(前掲)第四章、同『法社会学——宗教的心性と法の世界——』三嶺書房、一九九四年、第五章参照。
- (2) 拙著『法社会学』(前掲)第三、四章参照。



## 六 史料抜粋<sup>(1)</sup>

〔史料1〕一二五二年 *Chartularium Monasterii de Rameseia*, vol. I, p. 366. Moore, *op. cit.*, p. 144.

セント・アイヴスの歳市において、ホートン・ワイトン村の村人は、レスター商人たちの仮設店舗に面したフランス商人たちの仮設店舗の片側を柵で囲うこと。そして、彼らは、レスター商人たちの仮設店舗の北側に在る空き地に、木造の仮囲いを作るべし。そして、彼らはこの目的のために、大修道院長のベイリフが指定した場所で木を集めるべし。

〔史料2〕一二七九年 PRO SC12/8/56 (Rotuli Hundredorum, 1279). Moore, *op. cit.*, pp. 143, 306.

そして上記の大修道院長は、歳市の期間中、家々の通りに面した正面の奥行き一二フィート分を、自分のために確保する。しかし、彼がいかなる権利によってこのようなことができるのか、誰も知らない。

〔史料3〕一二八七年四月二八日(月) 235S14.

グリーン共同体の陪審員たちが言うには、娼婦たちがスインフォードのヒューによって、ピーター・チャップマンの家に迎え入れられている、と (Jurati de Grena dicunt quod per Hugonem de Swineford' receptate sunt meretrices in domo Petri Mercatoris)。……

さらに彼らが言うには、ラルフ・キースは、ハンセン病患者たちを、彼の隣人や商人たちのすぐ近くに在る彼の家に迎え入れた。そして、彼の隣人たちに多大の危険を及ぼした、と。[したがって罰金]六ペンス (Et dicunt quod Radulfus Keyse ad maximum periculum vicinorum receperavit leprosos in quadam domo sua prope vicinos et mercatores, vi. d.). 同様 [の違反] のゆえにコーンウォールのウィリアムから六ペンスの [罰金]。

さらに彼らが言うには、ニコラス・ターギスは、何人かの娼婦を迎え入れた、と。したがって、一二ペンスの憐憫罰金。

彼らがまた言うには、娼婦たちはしばしば夜に、ウィリアム・レッドネイヴの家に迎え入れられている (receptate sunt)、と。したがって、彼に憐憫罰金が科される。彼は貧乏である。

【史料4】一二八七年四月三〇日 (水) 235S16.

アヴェナンドが娼婦たちを迎え入れたことが、ブリッジ・ストリート共同体の陪審員たちによって告発される。したがって、彼は憐憫罰金を科される。彼は貧乏だったので、その支払いを免除される。

以下のように命じられる。アームストンのラルフと彼の同僚であるベイリフたち全員は、歳市の敷地内のどこで発見されたにしても、上述のすべての娼婦の身柄と他のすべての娼婦の身柄を拘束し、裁判所に連れて来て、「途中欠損」まで確実に拘禁すべし、と。

ブラウトンのリチャード・ハースト、「ならびに」ウィリアム・アボット、サイモン・クレーン、そしてウィリアム・エヴェラードは、「彼ら三名も」全員ブラウトン村の村人であるが、彼ら「四名の監視人」は、セント・アイヴスの橋のたもとで見張りをするように、そしてそこに設置されている鎖と棒を責任をもって守るように命じられた。しかし彼らは、命じられた責任を果たさなかった。そして、彼らの怠慢のゆえに、一つの仮設店舗が、福音書著者聖マルコ祭後の月曜日「一二八七年四月二八日」の夜に悪党どもによって侵入された。そして、叫喚追跡の叫び声が挙げられた。したがって、彼ら全員は憐憫罰金 (misericordia) を科される。リチャードの罰金 (fines)、一二ペンス。ウィリアム・アボットの罰金、一二ペンス。サイモンの罰金、一二ペンス。ウィリアム・エヴェラードの罰金、一二ペンス。

【史料5】一二八七年五月六日 (火) 235S17.

商人たちとすぐ近くに住む隣人たちから成る陪審によって以下のことが見出される。すなわち、ティルニーのウィリアムは、ジョンが彼に対して申し立てたように、ジョン・シアマンを与太者とか泥棒と呼んだりして、下品な言葉で傷つけた、と。したがって、彼をして、ジョンに損害を賠償させよ。その額は二シリングと評価される。そして彼は、侵害の故に二ペンスの憐憫罰金を支払うべし。保証人は、エルスドンのリチャードとリチャード・ウエイト。

〔史料6〕一二八七年五月七日（水） 23818.

グリーン共同体の陪審員たちが言うには、グリーン共同体の全員は彼らの前庭に水を用意していたし、歳市期間中に、窪み、溝あるいは「ビール」醸造に関して、グリーン共同体の全員はいかなる怠慢も犯していない、と。そして、聖十字架発見記念祭後の火曜日「一二八七年五月六日」に、ヒュー・カット、モーデン村のジョンそしてジョン・エイルマーが水を用意していなかったこと、そして、そのジョン「・エイルマー」は通行を妨害するような形で、彼の裏庭に溝を持っていたこと、そしてまた、彼は禁制に反して醸造していたことが発見された。したがって、上記のすべての者どもは、侵害の廉で、そして、リチャード・シェパードを除く陪審員たちは「告発すべき違反を」隠蔽した廉で憐憫罰金を科される。その陪審員たちに対する罰金は、二シリング。ヒューの罰金は免除。モーデン村のジョンの罰金は免除。ジョン・エイルマーの罰金は、六ペンス。

〔史料7〕一二八七年五月七日（水） PRO SC 2/178/96, Moore, *op. cit.*, p.155.

ブリッジ・ストリート共同体の陪審員たちが宣誓の上で言うには、ブリッジ・ストリート共同体の誰もが自分の庭に水を用意していた、と。ところが、火曜日に、キャサリン・ランバート、ホートン村のアミシアの家の隣にある「家の占有者であり、」そして施設施設の隣にある「もう一つの家の占有者である」大修道院長は、それらの庭に水を用意していなかったことが発見された。……上記のすべての者どもは、それらの違反の廉で憐憫罰金を科され、その陪審

買たちは、「告発すべき違反を」隠蔽した廉で憐憫罰金を科される。陪審員たちに対する罰金は四シリング。キャサリンに対する罰金は六ペンス。

〔史料8〕一二八七年五月八日（木） 23SS20.

ラングバラのロバートがバイサムのヘンリーを訴えて言うには、先週の火曜日にセント・アイヴス町においてブラバントの人々の仮設店舗の前で、ヘンリーが彼に敵意をもって暴行に及び、水たまりの中に彼を放り込んだ。そして、領主たる大修道院長の平和に反して彼を打擲し、悪し様に扱い、ロバートに二分の一マークの損害を与えた。そこで彼は告訴する。ヘンリーは出頭し、すべてを否認し、雪冤宣誓にかけられる。彼は、彼が法廷から退出する前にその雪冤宣誓の実行を申し出たのである。その後、彼の宣誓補助者の一人が、ヘンリーの宣誓を保証するのに失敗した。なぜなら、彼がヘンリーの名前を言うべきときにロバートの名前を言ったからである。したがって、ロバートの主張が認められ、そしてヘンリーに六ペンスの憐憫罰金と裁定された。保証人は、アダム・ウェイトとサッディングトンのウィリアム。そして、書記費用として、「原告の」損害賠償金二ペンスと評価される (*Et taxata sunt dampna ad opus clerici ii. d.*)。

〔史料9〕一二八七年五月一〇日（土） 23SS24.

売春の廉で有罪判決を受けた、オックスフォードのガルシアから六ペンス。「罰金支払いのための」保証人は、ウィリアム・モーガーとスインフォードのヒュー。そして彼らはまた、彼女が今後品行方正に身を処するための保証人である。

〔史料10〕一二八七年五月一九日（月） 23SS29.

隣人と商人から成る陪審によって次のことが見出される。ロングヴィルのヘンリーは、領主たる大修道院長と歳市のベイリフたちの平和に反して、ギルバート・シアマンを傷つけて血を流させた。それゆえに、ギルバートによって

歳市での恐怖に向けて叫び声が挙げられた。したがって、ヘンリーに二シリングの憐憫罰金。保証人はリチャード・ペッチ。

〔史料11〕一二八七年五月二〇日（火） 235529-30.

宣誓を行なった商人たちと隣人たちが言うには、ペリーのハモンは、ジョン・ウェイトの使用人であるバーソロミューに暴行を働いたのであり、一塊の芝士で彼の腰を打ち、その後、拳で顔を殴り血を流させた、と。したがって、ハモンをしてバーソロミューに損害を賠償させよ。そして彼はその侵害の故に憐憫罰金「を科される」。彼は貧乏なので「憐憫罰金は」免除される。そして彼は「損害賠償金を支払うまでの間」投獄される。

〔史料12〕一二八八年四月一九日（月） 235533.

ホートンのウィリアムは、イアリスのジョオンを訴えていわく、そのウィリアムが先週の木曜日に水辺の近くの彼の門の前にいたときに、そのジョオンが来て下品な言葉を浴びせながら彼を殴打した、と。すなわち、「その殴打行為は、」彼「ウィリアム」が過（こ）してきた全生涯は不正行為によるものであるし、ジョオンの秤はウィリアムの策略によって差し押さえられたのである、とわめきながら行なわれたのであった。そして、ウィリアムの受けた恥辱は総額二シリングに値する、と。ジョオンは出頭して、「不法行為と暴力を」否認し、そしてこのことが、商人たちと隣人たちによって審理されることを懇願する。そしてウィリアムも同様に懇願する。「陪審員を召喚すべくウイストウの」トマスに命令が下される。

リチャード・レッドマンの娘モードは、トマス・ハーバーを訴えていわく、先週の日曜日の夕方に、セント・アイヴス町のクロス・レインと呼ばれる通りで、彼女の父のリチャードの家の前にいたときに、トマスが領主たる大修道院長と彼のベイリフたちの平和に反してそこに来て、そして彼女、モードに下品な言葉を浴びせながら彼女を殴打し、

それから彼女の肩をつかんで、水たまりに投げ込み、悪し様に彼女を殴打し、彼女に二シリングの損害を与えた、と。そして彼女は告訴する。トマスは出頭し、否認すべきすべてを否認した。そして、彼女、モードが申し立てているごとく、彼が彼女の肩をつかんで水たまりに投げ込んだりしなかったことを証明するために、彼「トマス」には法廷が裁定することを何でも実行する用意がある。そして彼は雪冤宣誓を行なう。彼の雪冤宣誓の保証人は、レッドフォードのロジャーとヘミングフォードのヘンリー。

〔史料13〕一二八八年四月二二日(木) 239535-36.

司祭たるフィリップ・ポラードは、ノーサンプトンのオズバート・クロウソープの息子で庇護を受ける者であったニコラスを訴えていわく、セント・アイヴスの歳市において、領主たる大修道院長の宣誓したベイリフの一人であったフィリップは、先週の日曜日にクロス・レインと呼ばれる通りに来て、そこでニコラスが、歳市の条例と国王によって大修道院長と修道士たちに授与された特許状の形式に反して、リチャード・フランシスの家の後方でそれらを売る目的で、羊毛皮を積んだ荷車を船から荷揚げしているのを発見したので、フィリップは、彼に委ねられた職務によって、その歳市の法と慣習に従って裁判を受けるべく裁判所に出頭するように、そのニコラスを逮捕したいと思った。けれどもニコラスは、フィリップにそこで逮捕させることを許さず、許さうともせず、領主たる大修道院長と彼のベイリフたちの平和に反して、彼フィリップを暴力をもって襲撃し、彼を悪し様に扱い、彼の外套の肩マントとカムレットのフードを引き裂いた。その後、ウィリアム・ホートンとリチャード・バードンの教唆と扇動によって、彼ニコラスは、フィリップに対して、大修道院長と彼の修道士たち全員に対して、そして彼のベイリフたちに対して叫喚追跡の叫び声を挙げて、彼フィリップに四〇シリングの損害を与え、上述の大修道院長、彼の修道士たちそして彼のベイリフたちに恥辱と侮辱を与えた。ニコラスは出頭して、「不法行為と暴力を」否認し、……「大修道院長の諸権利を」守

るための和解許可を懇願した。そして月曜日に当事者たちに「和解のための」一日が与えられた。

〔史料14〕 一二九一年五月七日 (月) 235537-38.

ラルフ・シェパードの妻マーガレットは、ポンテフラクトのロジャーとその妻ベアトリーチェを訴える。告訴のための保証人は、ジョン・ジャモット。被告の保証は、彼らの身体。マーガレットが言うには、先の復活祭の週の木曜日に、ロジャーとベアトリーチェは、マーガレットの家から一足の靴を不正直かつ悪し様に盗み、持ち去ったのである。その靴を彼らが今なお持っているのが分かっている。と。ロジャーとベアトリーチェが否認して言うには、彼らは決して、告訴されているように、その靴をマーガレットの家から盗んで持ち去ったりはしておらず、彼らは正直に市場で二ペンスと二分の一ペニーでそれを買ったのだ。と。そしてこのことが真実であること「を証明するために」、そして黒白が明らかにされるために、彼らは、彼ら自身を神に、そして陪審員たちに委ねる。彼ら「陪審員たち」が出頭して、宣誓して言うには、ロジャーとベアトリーチェはその靴を買っておらず、上記のごとく申し立てられたように、マーガレットの家からそれを持ち去ったのだ。と。そして、その靴はさほど価値の高いものではないので、またこのことのゆえに誰も生命や手足を失うわけではないので、ロジャーとベアトリーチェはセント・アイヴス町から立ち去り、今後二度とそこに戻るまじきことと裁定される。

〔史料15〕 一二九一年五月一〇日 (木) 235539.

リンのアグネスが手に持っているのが発見された一ペニーの価値のパンにおいて、「重量単位としての」五シリリング<sup>3)</sup>二ペンスの重さの不足の故に、パン屋のトマス・クレイから六ペンス「の罰金」。保証人はバーソロミュー・ロンゲ。〔史料16〕 一二九一年五月一四日 (月) 235541, note 5. チャールズ・グロスの註記による。

「一五名の者(その何名かは床屋)が、彼らの家に娼婦を迎え入れた廉で告発され、罰金を科された」。(グロス)

〔史料17〕 一一九一年五月一四日（月） 235S42.

ウィリアムの息子で、リンのアグネスの息子ジョンは、一〇歳であったが、歳市期間中に、セント・アイヴス町において、その町の橋のたもと近くで財布を盗むのを発見された。しかし彼は、このような悪しき行為を行なった者に命じられ、用意される判決を受けるのに十分な年齢に達していないので、彼はセント・アイヴス町とその歳市から立ち去るよう裁定される。

〔史料18〕 一一九一年五月二五日（金） 235S48, note 4. グロスの注記による。

「一五名の床屋 (barbators) が、娼婦を隠匿した廉で告発される」。(グロス)

〔史料19〕 一一九一年五月二八日（月） 235S48-49.

ニコラス・タナーの妻アリスは、モード・フランシスを訴える。告訴のための保証人は、ニコラス・タナーとモリス・シューター。被告の保証人は、彼女の夫とヒュー・ベイコン。そして当事者たちが出頭し、アリスは、モードが自分の手に持っているのを発見された三ブツシエルのモルトについて、モードを告訴しないと云う。モードは、そのモルトを持っていたために、アリスの訴えで逮捕されたのであった。したがって、アリスは、彼女の保証人、すなわちニコラス・タナーとモリス・シューターと共に、告訴を引込めた廉で「罰金支払いまで」投獄を宣告された。そして彼女は、牢獄にいる間に一二ペンスの罰金を支払った。そこで直ちに執事は、職務上、あたかも国王の訴訟においてのごとく、彼女「モード」が持っているのを発見されたモルトが窃盗によって獲得されたのではないかという疑いを、彼女がどのようにして晴らすのか、モード・フランシスに尋ねた。彼女は、黒白を明らかにしてもらったために、自分を神に、そして隣人たちから成る陪審員に委ねると述べた。彼ら「陪審員たち」は来て、宣誓した上で次のように述べる。モードにとって面識のなかった一人の見知らぬ人が彼女の家にそのモルトを持って来た、そして彼女はそ



の見知らぬ人の申し出により、彼に八ペンスをそのモルトの代金として支払った。彼女は彼が窃盗を行なった人とは考えなかった、と。したがって、モードは彼女のモルトを持ったまま放免されるべしと裁定される。

〔史料20〕 一八九一年六月一日（金） 235552.

それゆえに、その契約と捺印契約は、上記のウィリアムの雪冤宣誓によって無効にされるよりも、むしろ良き審問によって審理されるべきであると思われる。この問題に関して両当事者は自らを商人たちの判断に委ねた。そして、事の実実は「審問によって」審理されるべしと、その商人たちによって判定される。陪審員たちが来て言うには、上記のマッシュウはそのウィリアムとの捺印契約を破ったのだ、と。

〔史料21〕 一八九一年六月四日（月） 235553.

ヘミングフォードのアグネス・キングは、牢獄にいるウィリアム・イーロウを訴える。告訴のための保証人は、ヘミングフォードのヘンリー・クラブ。被告の保証は、牢獄にいる彼の身体。そして、アグネスは、ウィリアムがその歳市の最中に彼女から二ペンスと二分の一ペニーの価値のシフトドレスを強奪したと述べる。したがって、アグネスは彼女のシフトドレスを取り戻し、「セント・アイヴス」町はそのウィリアムの引き渡しを受けるべしと裁定される。

〔史料22〕 一八九三年四月二三日 235556, note 5. グロスの註記による。

「娼婦を隠匿した廉で告発がなされた」。(グロス)

〔史料23〕 一八九三年 PRO SC2/178/95, Moore, *op. cit.*, p.144.

ジョン・レイズが来て、セント・アイヴス町の橋のもとに面していて、隣接した空き地を持つ何軒かの家を占有した。「途中欠損」その結果、領主たる大修道院長は、セント・アイヴスの歳市の期間中、毎年、橋のもとに最も近い家とそれに付属する空き地、そして合わせて五四フィートの長さのある家と空き地を保持するであろう。そして上

記の歳市の終了時に、その年の残りの全期間においてと同様に、空き地付きの上記の家と、隣接する空き地を持つ他の何軒かの家の全ては、上記のジョンと「その妻」アリスに復帰すべし。

【史料24】一二九五年五月一九日（木） 235S73, note 2. グロスの註記による。

「エンマ・ホートンは、三枚の二分の一ペニー硬貨をスタントンのキャサリンの財布から抜き取った廉で憐憫罰金を科された」。(グロス)

【史料25】一三〇〇年五月一日（水） 235S74.

ベネフィールドのジョンは、叫喚追跡の叫び声が挙げられた侵害について、フィットルトンのトマスとヘイルズのフィリップを訴える。告訴のための保証は、彼「ジョン」が貧困だったので彼の信義。被告たちの保証は、彼らの身体。なぜなら、彼らは平和を守るための裁きを拒否し、裁判を受けることを拒否したからである。被告トマスとフィリップは次の木曜日に出頭し、そして原告、ベネフィールドのジョンは、しばしば召喚されたにも拘わらず、彼の告訴を遂行するための出頭をしない。それゆえに執事は職権によって (ex officio)、フィリップとトマスがそれについて有罪であるか否かに関する審問、すなわち、この裁判所記録の冒頭に名を挙げられた「ブリッジ・ストリート共同体からの八名とグリーン共同体からの五名の」陪審員たちによる審問を開いた。彼ら「陪審員たち」が来て言うには、その侵害はジョンに対して、トマスとフィリップによってではなく他の者たちによって行なわれたのだ、と。それゆえ陪審員たちが言うには、その叫喚追跡の叫び声は、事情を知らずにトマスとフィリップに対して挙げられたのだ、と。

【史料26】一三〇〇年五月二一日（木） 235S74.75.

船でビールを売っていた醸造人たちは、イーリの司教の身内であるヘンリー・ホルブルックと他の者たちが立ち会っていた法廷に、彼らの枡を持ってきた。

一艘の船を持っていたイーリのアグネス・ハーヴィは、ガロン枡、ポトル枡そしてクオート枡を持ってきた。<sup>(4)</sup> そのクオート枡は封印された。そしてその枡は、不正確であることが発覚したので、判決に従って、法廷出席者全員の前で破壊された。

イーリのロバート・ケロックは、クオート枡を持って、出頭した。そしてそれは申し分のないものであった。

ブリッジ・ストリート共同体の陪審員たちは、以下のように告発する。すなわち、ブラウトン村のウィリアムの息子ジョンは、彼の代理人を介して、彼の三軒の家を、歳市の条例に反して娼婦たちに賃貸した、と (*Jurati de Vico Pontis presentant quod Johannes filius Willelmi de Broucton contra statutum ferie per attorneyatum sumum locavit iij. domos suas meretricibus*)。したがって彼は、一二シリングの憐憫罰金を科される。そして彼女ら娼婦たちが立ち退かされるべく命じられた。

そして陪審員たちが言うには、領主たる大修道院長は、彼の代理人サイモン・ウォリスを介して、ブラウトン村のジョンの家とロバート・ポラード所有の一面の土地の間にあったクロス・レイン通りの近くの家で、同様のことを行ない、また、かつてホートン村のウィリアムが所有していた地下室で同様のことを行ない、さらに、その大修道院長がアリス・サーマンから購入した家で同様のことを行なった、と。したがって、そのサイモンに憐憫罰金。彼は「その支払いを」免除される。そして上述のように「娼婦たちが立ち退かされるべく」命じられる。

そして陪審員たちが言うには、リチャード・バードンは、彼の三軒の家で同様のことを行なったのであり、さらに彼のそれらの家には「防火用の」水が不足している、と。したがって彼に一二ペンスの憐憫罰金。そして、「他に五人の者が娼婦を隠匿した廉で罰金を科せられ」上述のように「娼婦たちが立ち退かされるべく」命じられる。

そして陪審員たちが言うには、ブリッジ・ストリート共同体に住んでいる四名の料理人たちは、火のそばにヒイラギ

でできた差し掛け小屋をいくつか持っており、それはその町に大きな危険を及ぼすものである、と。したがって、このことが改善されるべく命じられる。

ウッドハーストのアイヴス・ヴィツカリ、[「ならびに」トマス・ギルバートの息子、エドワード・ニューマン、ニコラス・オズバーン、ロジャー・エドワード、そしてジョン・ウェスト、彼ら五名もウッドハーストの住民であるが、彼ら「六名の監視人」は聖ダンスタン祭前の木曜日「一三〇〇年五月二日」の夜に、クロス・レインにおいてカンヴァス取り扱い仮設店舗近くで見張りをなるべく任命されたが、不寝番を怠って、見張りをきちんと行なわなかったために、そのカンヴァス取り扱い仮設店舗が強盗に押し入れられ、カンヴァスの大部分と他の品物が持ち去られた。したがって、彼ら「六名の監視人」を逮捕して答えさせるべし。そして彼らは、その怠慢のゆえに三シリングの憐憫罰金を科されるべし。

〔史料27〕一三〇〇年五月一六日(月) 235575.

二人の女性仲買人の手中にあるのが発見された、二分の一ペニーの価値の一塊のパン「の重さ」が「重量単位としての」五シリング分少なかった廉で、パン屋のロジャー・モルトンから六ペンス。保証人はウィリアム・ボールドウィン。

〔史料28〕一三〇〇年五月一六日 PRO SC 2/178/100, Moore, *op. cit.*, p.184.

ウェストンのアダムは彼の庭に十分な水を用意していなかったため、歳市のベイリフたちによって告発された。したがって彼は、憐憫罰金を科されたが、その支払いは免除された。

ニコラス・レッジから同様の違反で……。そして、ブリッジ・ストリート共同体の陪審員たちがこれらの事実を隠したので、彼らは憐憫罰金を科された。

〔史料29〕一三〇一年五月一六日 235883-84.

女性仲買人ノーサンプトンのアリスの「手中にあるのが発見された一塊のパンの」欠陥の廉で、すなわち「重量單位としての」四〇ペンスの重量不足で、そしてフェントンのアリスの「手中にあるのが発見された一塊のパンの」欠陥の廉で、すなわち三〇ペンスの重量不足で、パン屋マーガレット・リドンから六ペンスの罰金。

ラルフ・クラークから一二ペンスの罰金。彼は陪審員たちによって陪審員の一人に選ばれたが、宣誓を行なおうとせず、裁判所から退出して、領主および彼のベイリフたちを侮辱し、さらに、ブラウトンのジョンの六軒の家を、他の人々に賃貸することができた時に、娼婦たちに賃貸したからである。

ハマートンのウイリアムから六ペンス。彼は、陪審員の一人にならないからである。

グリーン共同体のロバート・バンクから六ペンス。彼は、他の陪審員たちと共に宣誓を行なうべく来るよう召喚されたときに、来なかつたからである。

ブリッジ・ストリート共同体の陪審員たちは、ブラウトンのジョンを、彼が彼の三軒の家に娼婦たちを迎え入れた廉で、告発する。したがって「彼に憐憫罰金」。

そして彼らが言うには、サイモン・ウォリスは、ブラウトンのジョンの家の近くの、大修道院長所有の家で同様のことをし、また、かつてのそのサイモンの使用人「Bario」であつたニコラスが保有した、大修道院長の家で同様のことをした、と。したがって「彼に憐憫罰金」。

そして彼らが言うには、イアリスのトマスは、彼の二軒の家で同様のことをし、さらに三軒目の家に女性の湯浴み付き添い (bainatrice) を「迎え入れた」、と。

そして彼らが言うには、娼婦たちがジョン・エリオットの家に迎え入れられた、と。

そして彼らが言うには、ウィリアム・ウィガーは、彼の門の反対側にある大きな壁の下に馬糞の山 (Firmarium) を置き、その高さあまりに高く、通行人を妨害している、と。したがって「それが除去されるべく」命じられ、彼は、その侵害の廉で六ペンスの憐憫罰金。

グリーン共同体の陪審員たちは、ロバート・ボールドウインが彼の家に娼婦たちを迎え入れたことを告発した。したがって六ペンス「の憐憫罰金」。

そして彼らが言うには、ジョン・シェイルは、彼の家で同様のことを行なった、と。したがって六ペンス「の憐憫罰金」。

そして彼らが言うには、ヒュー・カットは、彼の家で同様のことを行なった、と。したがって、彼に憐憫罰金。「しかし」陪審員たちが誤った告発を行なったがゆえに、彼は何も「支払わない」。したがって、陪審員たちは自分たち自身に二ペンスの憐憫罰金。

〔史料30〕一三二二年五月二日(火) 235591, note 2, 6. 一部はグロスの注記による。

「重量不足のパンを売った廉で一六名の人々が告発された」。(グロス)

したがって、上述の甘草が商慣習法および商慣習によれば国王の使用のために没収されるべきか否かを判断するために、審問が商人たちによって編成されるべし。

リチャードの息子ウィリアムは、或る審問に加わるべく召喚されたのであるが、欺瞞的かつ不正にも彼の一名の仲間を反対し、そして彼らと意見を同じにしようとはしなかった。したがって、「法廷」侮辱の故に二〇ペンス「の憐憫罰金」。保証人はニコラス・レッジ。

「娼婦たちを隠匿した廉で、また大量の馬糞の山で公道をふさいだ廉での告発がなされる」。(グロス)

〔史料31〕一三二六年五月二十五日（火） 23SS101.

サラ・ポウクと、その侍女でサラの庇護を受ける者であったアリスは、侵害の訴えについてジョン・レドネイヴに答えるべく逮捕された。そして、ジョンが訴えるところでは、ジョンがセント・アイヴス町の橋の近くにいたときに、アリスが来て、アリスが売却するために持っていたサラに属するチーズを、ジョンが盗んだと彼を非難して、その結果ジョンに損害と不名誉をもたらしたというのである。サラは出頭して否認し、彼女は彼女が庇護している者について答えるべく義務づけられないと述べる。そしてこれにつき彼女は、法廷の裁定に委ねる。彼女は、自分は全く無実であると自ら述べ、そして、これについて審理されることを懇願する。そして、当事者たちに翌日の水曜日一日が与えられた。そして陪審員たちは、サラとアリスは、ジョンが訴えているように、ジョンに対して侵害を及ぼして二二ペンスの損害を与えたと述べる。そしてその損害を彼女たちは支払わなければならない。そして、「彼女たちは」その侵害に関して三ペンスの「憐憫罰金を支払うべし」。保証人は、ロバート・オルニー。

〔史料32〕一三二七年五月一〇日（火） 23SS102, note 3. グロスの註記による。

「ジョオン・パリスは、ビール条例に反して (*contra assisam proclamatum*) ビールを売った廉で、一二ペンスの罰金を科される」。(グロス)

〔史料33〕一三二四年五月二十五日 23SS106-7.

グリーン共同体の陪審員たちに対する侮辱の廉で、ニコラス・ホワイトから六ペンス。保証人は、ジョン・ブラウドヒール。同罪で、バースのリチャードから六ペンス。保証人は、ジョン・ブラウドヒール。

ブリッジ・ストリート共同体の陪審員たちは、ハーストのウィリアムの家々には水が不足している、と告発する。したがって、彼に三ペンス「の憐憫罰金」。そして彼らが言うには、父のジョン・ヘリングは「彼の」家に娼婦たちを迎

え入れている、と。したがって、六ペンス「の憐憫罰金」。そして、ロバート・ウッドウォードは、埠頭の近くの或る道をふさいだ、と。したがって、六ペンス「の憐憫罰金」。そして、上述のロバートの庭地には水が不足している、と。したがって、六ペンス「の憐憫罰金」。そして、ローレンス・ペグは、クロス・レイン通りにある彼の目の前の道をきれいにせず、「通行」妨害をしている、と。したがって、六ペンス「の憐憫罰金」。そして、リチャード・ブルーハウスは、歳市の中に道化師たちを迎え入れて、商人たちに騒動と危険を及ぼす、と (Et quod Ricardus de Bracino recepat les skimesours in medio ferie ad perturbationem et periculum mercatorum.)。したがって、六ペンス「の憐憫罰金」。

## 註

- (1) ここに抜粋した史料の多くは、チャールズ・グロスが編集したセルデン協会史料集第三三巻からのものである。史料番号の後に、上記略記法によってその史料集の頁を入れた。その他の史料については、史料番号の後に出典を記入した。なお、グロスが本文には入れなかったが、欄外に註記している史料や史料説明は史料的价值があると判断したので、邦訳をかき括弧で括弧して、さらにその旨を記入した。( ) 内は、筆者加藤による補足である。
- (2) 一マーク $\equiv$ 三シリリング四ペンス。
- (3) 二〇シリリングは、一ポンドの重量に相当した。
- (4) 一ガロン $\equiv$ 三・七八五リットル、一ポトル $\equiv$ 二分の一ガロン、一クォート $\equiv$ 四分の一ガロン。

謝辞 本稿のテーマについては、一九九四年五月一三日に明治大学で開催された、「イギリス都市・農村共同体研究会」主催の第八回研究会で報告する機会を得た。その際に、「研究会」の代表である三好洋子教授をはじめ、坂巻清、中野忠、酒田利夫、佐藤清隆の各教授から多くの貴重なご意見を賜った。それらのご意見は、様々な形で本稿にも反映されており、この機会に深く感謝の意を表わしたいと思います。